

# 河津川流域における河津桜並木基本方針

平成 30 年 3 月

河津川流域における河津桜並木景観検討会

# 目 次

第1章 第1章	(仮称)桜計画における本方針の位置づけ	1-1
第2章	現状と課題	
2.1	河川沿いの既存桜の生育状況<毎木調査 H28.6~10>	2-1
2.2	河川沿いの既存桜の生育状況<根系調査>	2-3
2.3	河津川の治水に関する現状	2-4
2.4	河川沿いの土地利用の状況	2-5
2.5	課題のまとめ	2-7
2.6	住民ワークショップにおける意見集約	2-8
第3章	河津川流域における整備基本方針	
3.1	桜並木の目標像	3-1
3.2	桜並木の整備基本方針	3-2
第4章	課題に対する対応	
4.1	課題に対する考え方	4-1
4.2	桜並木の目標イメージ	4-2
4.2.1	桜並木の目標イメージ	4-2
4.2.2	桜並木の具体的なイメージ	4-4
4.3	桜並木整備基本方針(案)	4-6
4.4	景観向上の方策	4-8
第5章	水辺空間の活用について	5-1

参考資料—1： 検討会設立趣意書

参考資料—2： 検討会規約

参考資料—3： 検討委員名簿

参考資料—4： 検討会開催状況

参考資料—5： 川沿いの既存桜の生育状況<毎木調査 H30.1~2>



## 第1章 (仮称)桜計画における本方針の位置づけ

早咲きの桜として知られる河津桜は、「町の木」となっており、河津町のシンボルの存在で、町の重要な観光資源となっている。中でも河津川堤防道路沿いの桜並木は、毎年 100 万人近い観光客が訪れる「河津桜まつり」のメイン会場として、重要な位置を占めている。

これらの桜は、昭和 40 年代以降に順次植樹されてきたものであり、中には樹齢 50 年を超えるものもあるなど、近い将来枯死するものも出てくることが予想されることから、計画的な対応を進めていくことが求められている状況である。

一方、河川堤防道路沿いの桜は、堤防内に根を張るなど「河川区域内における樹木の伐採・植樹基準（平成 10 年 6 月 19 日）（以下「植樹基準」という）」を満たしていないものが多く存在し、植樹された桜の暴風時の倒木や腐朽による堤防の弱体化も懸念されるなど、河川管理上の課題となっている。

このような背景のもと、河津桜を観光資源として継承していくためには、長期的な視点に立った計画を策定し、河津桜と河津川の共存・共栄を図るため、苗木の植栽や適切な維持・管理を計画的に実行していくことが求められている。

本方針は、河津川流域の治水や桜の生育環境の向上を図りつつ、河津町の観光振興等に寄与する整備の在り方を検討するとともに、これを確実に実行していくための仕組みづくりや、河津町が策定を予定している“河津川流域を含む河津町域を対象とした河津桜に関する全体計画「(仮称)桜計画」」における河津川沿いの桜並木の基本的な考え方を示すものである。

### < (仮称)桜計画における本方針の位置づけ >

本方針は、「(仮称)桜計画」に位置づけられるにあたって、以下の図のような関連性を想定している。





## 第2章 現状と課題

### 2.1 河川沿いの既存桜の生育状況 <毎木調査 H28.6~10>

「河津桜守人」(※1)が、平成28年6月20日~10月12日の間に樹木医の指導を受け、峰大橋より下流の左右岸の桜846本の生育状況について調査を行っており、その概要は以下のとおりとなっている。

※1:町が行う河津桜守人育成講座を受講し、樹木医などによる講習や実習で河津桜の特徴や病虫害対策、剪定方法などを学び、認定試験を経て町により認定された人びと

※毎木調査については、平成30年1月18日~2月9日にかけて再度調査を実施しており、その結果についても参考資料-5に記載している。

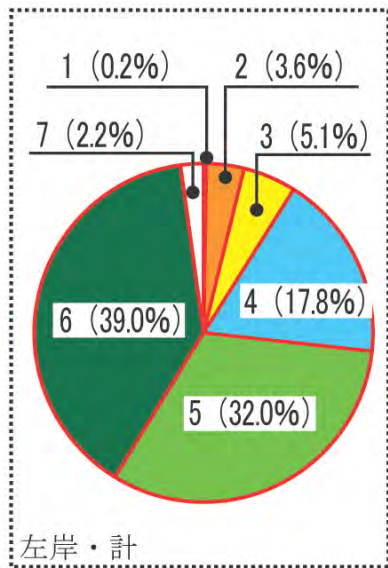
<全体>左岸は右岸に比較して良好な桜が多い。

- ・左岸は右岸に比較して良好な桜が多く、樹勢劣化や枝の障害等のない健全な桜は、右岸では全体の16%に対し、左岸は全体の約40%を占める。

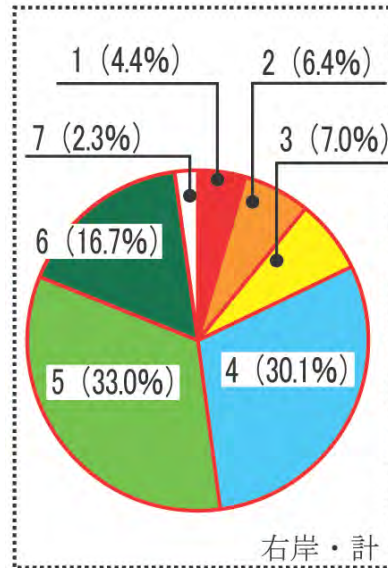
<区間>植栽後の経過年数から下流になるほど健全な樹木の割合が低くなる。

- ・左岸は、樹齢が若い(植栽年代が新しい)最上流の大堰の区間では90%以上の桜が健全な状態となっている。一方、植栽年代が古くなる下流になるほど健全な樹木の割合が10%弱と少なくなっている。
- ・右岸の来の宮橋~豊泉橋間は桜の生育状況が特に悪い。

<植栽間隔>全体的な傾向として、植栽間隔が5m未満は生育が悪く、10m以上は生育が良い傾向にある。



左岸全体の桜の生育状況



右岸全体の桜の生育状況

1	「樹勢劣化」「病斑」があるサクラ
2	「樹勢劣化」「病斑」のどちらかがあるサクラ
3	“枝の障害”が3つ以上あるサクラ
4	“枝の障害”が2つあるサクラ
5	“枝の障害”が1つあるサクラ
6	「樹勢劣化」「病斑」「枝の障害」がない健全なサクラ
7	「枯死」したサクラ

※: “枝の障害”とは以下の状態の枝を示す。

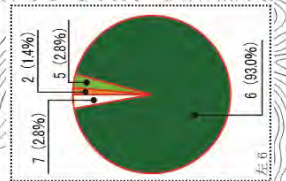
「支障枝」「クロス枝」「徒長枝」「ヒコバエ」「枯れ枝」



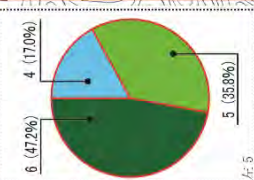
# 桜並木生育状況まとめ (H28. 6~10)

- 1 「樹勢劣化」「梢斑」があるサクラ
- 2 「樹勢劣化」「梢斑」のどちらかがあるサクラ
- 3 “枝の障害”が3つ以上あるサクラ
- 4 “枝の障害”が2つあるサクラ
- 5 “枝の障害”が1つあるサクラ
- 6 「樹勢劣化」「梢斑」「枝の障害」がない健全なサクラ
- 7 枯死あるいは伐採除去

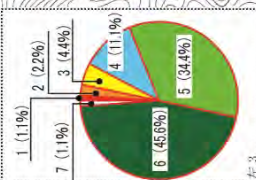
平成5年頃植樹 (樹齢≒24年)



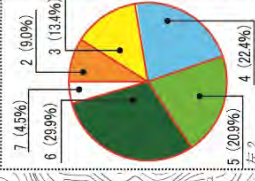
昭和60年代後半から平成前半植樹 (樹齢≒24年~33年)



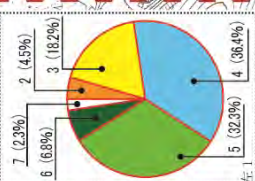
昭和60年代植樹 (樹齢≒33年)



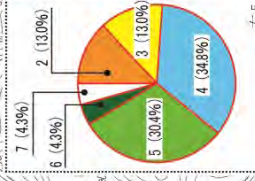
昭和50年代後半植樹 (樹齢≒40年)



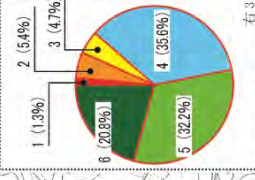
昭和50年代前半植樹 (樹齢≒45年)



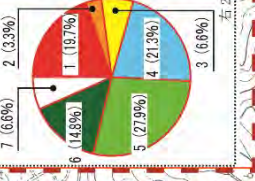
平成5年頃植樹 (樹齢≒24年)



昭和60年代後半から平成前半植樹 (樹齢≒24年~33年)



昭和60年代植樹 (樹齢≒33年)



生育状況が良い割合が高い

特に生育状況が良くない

特に豊泉橋下流において生育状況が良くない

1・梢斑時期は明確でないが昭和50年代と想定されている。



## 2.2 河川沿いの既存桜の生育状況 <根系調査>

河津桜は、オオシマザクラとカンヒザクラの自然交配種と推定されており、オオシマザクラの根系タイプは、深根性・浅根性の中間型、根の広がりも中庸型と分類されている。また、適潤な表土の厚い立地で根系の発達は良好だが乾燥に弱く、通気不良な土壌では生育不良を起し、根系の活力低下が木の衰退に直結する樹種とされている。(引用:「最新樹木根系図説」(苅住 昇著・誠文堂新光社刊・2010) また、カンヒザクラの根系タイプは、深根性・浅根性の中間型、根の広がりには分散型といわれている。

桜の堤体に与える影響や、現在の生育状況を把握するため、1.0m×1.0m の範囲で根を露出させ、根系状況の確認を行った。

調査日 : 平成 29 年 3 月 16、17 日 天候 : 晴れ (前日の天候 : 曇り時々雨)

調査場所 : 静岡県賀茂郡河津町 (二) 河津川沿い

調査対象 : 河津桜 6 本

(植樹された年代毎、樹勢の状況を事前に確認し、調査木を選定した。)

### <根張り>

- ・ 幹を締め付ける巻根が確認されており、現況 5.0m 程度の密植は適さない。植栽間隔としては、樹冠と同じくらいの、概ね 7~10m の間隔が必要である。

### <踏圧や堤防舗装>

- ・ 締めめが強い堤防天端舗装部や低水護岸天端部には、根が伸長せず屈曲していた。
- ・ 護岸上広範囲に細根が覆っており、舗装や護岸に影響を与える可能性がある。

### <土壌肥沃度>

- ・ 全ての調査木で、土壌肥沃度はかなり低く、養分が不足気味である。

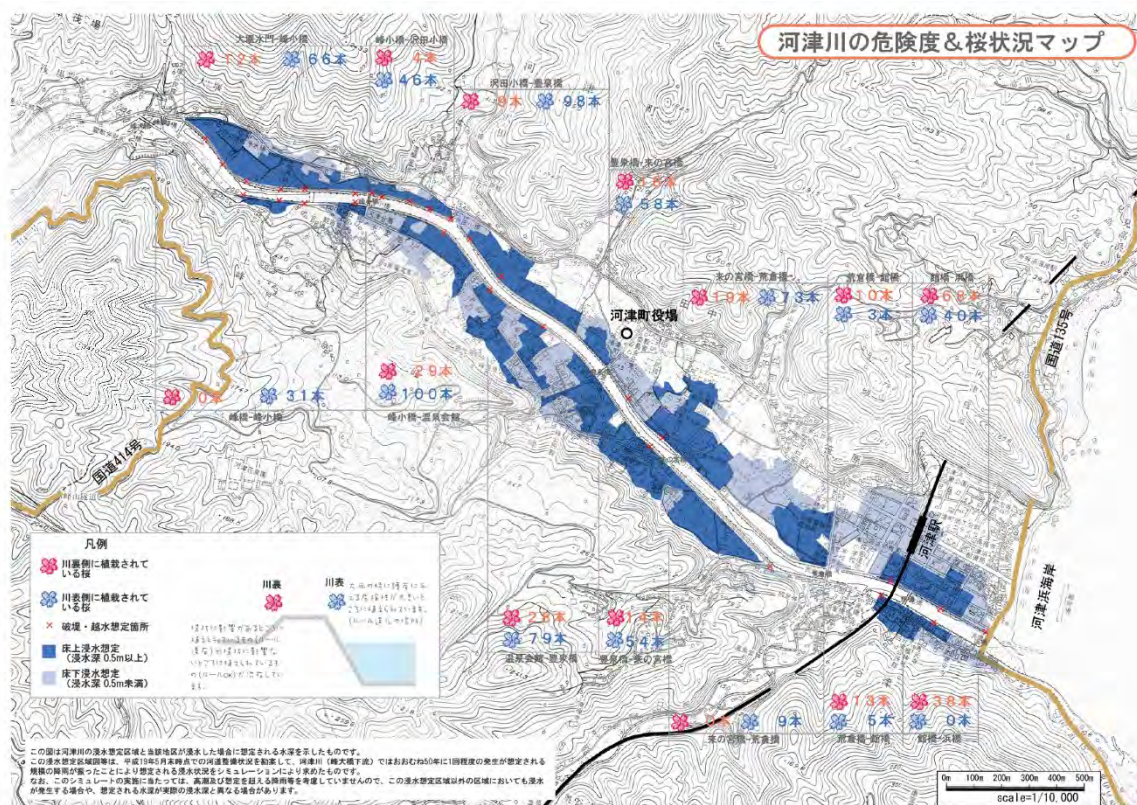




### 2.3 河津川の治水に関する現状

河津川の治水に関する現状は、以下のような概要となっている。

- ・河津町の北にそびえる天城連山と季節風の影響により前線や台風の降雨は河津川流域が位置する伊豆半島東部に多くなる傾向にある。このため、河津川流域の年平均降水量は、約 3217mm (天城 (県) 観測所) にも達し、全国平均の 1537mm (H20 年全国平均) の倍以上の多雨地域である。また、沿川の地形が急峻な地形であることから降雨は短時間のうちに河川に集中し増水する特徴がある。さらに、近年は地球温暖化などの影響により局地的な集中豪雨が発生しやすい状況となっており急な出水被害の危険性が高まっている。
- ・河津川の現況治水安全度は、概ね年超過確率 1/5～1/10 程度であり、現在河口から峰大橋までの約 3.8km の区間において堤防高さの不足箇所は、左右岸合わせて 3.55 km (約 45%)、幅 (スライドダウン評価) の不足箇所は、左右岸合わせて 5.55 km (約 70%) に及ぶ。
- ・桜の根系深を 1.0m 前後とし、倒木による堤防への影響を考慮すると、河口から峰大橋までの約 4.0km 全区間において堤防高さが不足している状況と言える。
- ・近年は破堤等の激甚な災害は見られないものの平成 28 年 8 月 22 日の降雨時には護岸天端近くまで水面が上昇し河川にせり出した桜の枝が水面につく等の状況がみられた。



図・引用：「二級河川河津川における河津桜維持管理指針」(河津町、下田土木事務所 平成 20 年 11 月)



## 2.4 河川沿いの土地利用の状況

沿川の土地利用は、概ね以下のような状況となっている。

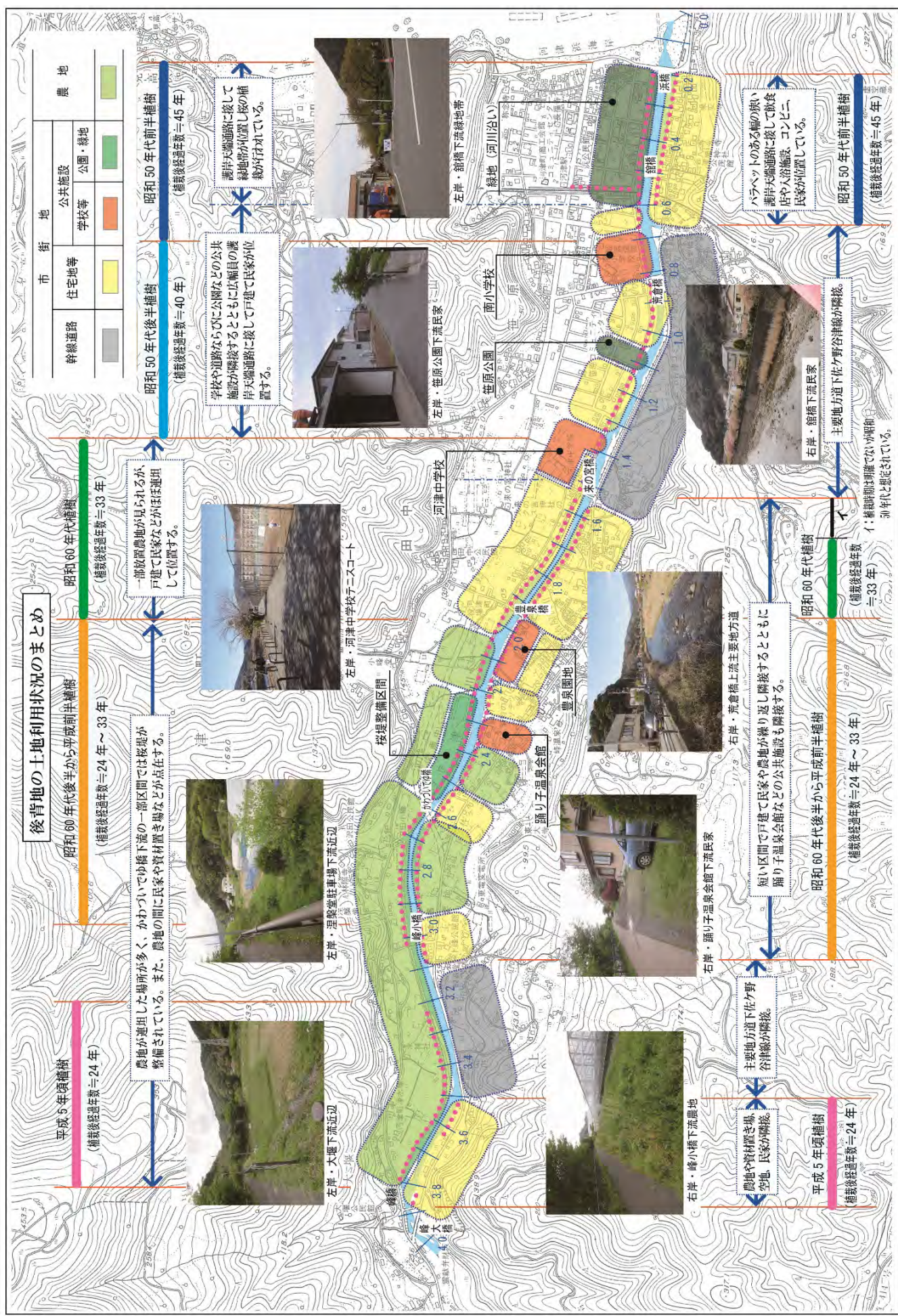
### <左岸の隣接土地利用状況>

- ・浜橋から伊豆急行線上流部までの間は、護岸天端通路に接して緑地帯が設置されており、桜の植栽が行われている。(館橋から下流部浜橋までの区間は桜祭りの時にライトアップされる)
- ・伊豆急行線上流部から荒倉橋までは、護岸天端通路と一般道路が一体となっており、一般車両の通行が行われている。道路に接して農地や駐車場、河津南小学校が位置し、荒倉橋近くは民家が連なっている。
- ・荒倉橋から上流の護岸天端通路は一般車両の通行が規制された歩行者および自転車専用道となっている。護岸天端通路に接して豊泉橋まで民家がほぼ張り付いており、笹原公園や河津中学校などの公共施設および小区画の農地が点在している。
- ・豊泉橋からかわづいでゆ橋までの間は、農地の間に民家が点在するとともに、田中親水園地の上流からかわづいでゆ橋の間は桜堤が整備されている。(桜堤に接して農地が広がっている。)
- ・かわづいでゆ橋から大堰のまでの間は、農地が連坦した場所が多く、間に資材置き場や空地、駐車場が点在している。

### <右岸の隣接土地利用状況>

- ・浜橋から谷津川合流部近辺までは、パラペットのある幅の狭い護岸天端通路に接して飲食店や入浴施設、コンビニ、民家が位置している。
- ・谷津川合流点上流部から来の宮橋上流直近部までの間は、主要地方道下佐ヶ野谷津線が護岸天端通路と一体となった兼用工作物として位置し、河津町の南北方向の幹線道路として利用されている。
- ・来の宮橋上流から豊泉橋までの間は、農地と民家が混在して接しているが、割合は農地より民家の方が多い。
- ・豊泉橋から踊り子温泉会館北側までの間は、一部民家が位置するが、駐車場や河津桜まつりのイベント会場に利用される空地や豊泉園地、踊り子温泉会館など公共的な施設が多い。
- ・踊り子温泉会館北側から峰小橋上流約 100mまでの間は、農地が多く連坦するとともに大型郊外型商業施設やガソリンスタンドの駐車場などが隣接している。
- ・峰小橋上流約 100mから大堰下流約 250mのまでの間は、主要地方道下佐ヶ野谷津線が隣接する。
- ・大堰下流約 250mから峰大橋のまでの間は、農地や資材置き場、空地、民家が隣接する。





後背地の土地利用状況のまとめ

平成5年頃植樹  
(植栽後経過年数=24年)

農地が連出した場所が多く、かわついでゆ橋下流の一部区間では桜堤が整備されている。また、農地の間に民家や資材置き場などが点在する。

昭和60年代後半から平成前半植樹  
(植栽後経過年数=24年~33年)

一部が農地が見られるが戸建て民家などがほぼ連田して位置する。

昭和60年代植樹  
(植栽後経過年数=33年)

学校や道路ならびに公園などの公共施設が隣接するとともに広幅目の河岸天端道路に接して戸建て民家が位置する。

昭和50年代後半植樹  
(植栽後経過年数=40年)

河岸天端道路に接して緑の帯が位置し桜の植栽が行われている。

昭和50年代前半植樹  
(植栽後経過年数=45年)

パラペットの幅のある橋の取手護岸天端道路に接して飲食店や入浴施設、コンビニ民家が位置している。

市街地		農地	
幹線道路	住宅地等	公共施設	公園・緑地
■	■	■	■

昭和60年代植樹  
(植栽後経過年数=33年)

1:植栽時期は明確でないが昭和50年代と想定されている。



## 2.5 課題のまとめ

今後、川沿いの桜の基本方針を検討するにあたって、以下のような課題があげられる。

### <管理に関する課題>

- 現在の桜の生育状況は、植栽間隔や土壌肥沃度の面からみて、良くない。また、近い将来、植栽後の経過年数が多い下流の桜について、寿命等による枯死や病害による倒木の可能性があることが予想されている。
- 河津桜の原木発祥の地として、管理技術の構築は管理モデルとなる。
- 桜の植え替えは、現状のままでは、桜が無い空間や時期が出来る可能性があるため、良好な生育環境を保ちながら、時期をずらす等の工夫をする必要がある。
- 既存木の健全性を維持するため、適正な維持管理を行う必要がある。

### <治水に関する課題>

- 河津川堤防に植栽されている河津桜の多くは、河川法に基づいた「植樹基準」を満たしていないことから、築堤部では枯死等に伴う同じ位置への植替えは出来ない。（「河川区域内における樹木の伐採・植樹基準について」平成 10 年 6 月 19 日）
- 河川沿いに植栽されている桜は、降雨や強風時に堤防を空洞化させて堤防を脆弱にしたり、水位上昇時に通水障害を引き起したりする可能性がある。
- 現況堤防は計画堤防の形状（高さ、幅）を満足しない区間が多くあることから、越水の危険性が考えられる堤防については、流下能力（HWL 評価）の確保のために、堤防嵩上げ等が必要である。
- また、破堤の危険性が考えられる堤防幅の不足区間については、破堤氾濫の危険性があるため、堤防腹付けが必要である。
- 河津川の現況治水安全度は、概ね年超過確率 1/5～1/10 程度であり、流下能力を向上させる場合は、河道掘削等による河積確保が必要である。

### <景観に関する課題>

- 桜並木の中に、日常的な施設など（電柱・人家・出店舗・看板等）が映る眺望が有るため、景観上の対応を検討する必要がある。
- 観光資源として桜並木が非常に大きな要素であるので、(仮称)桜計画の策定にあたっては、観光資源が減じないようなスケジュールとする必要がある。

### <利用に関する課題>

- 産物客と花見客の動線が同一となっており、混雑を助長している。
- 水辺ビジネス等を活用した新たな利用方法や、河川敷の使い方等について検討を行い、ネットワーク拡大により、観光客の滞在空間と滞在時間を増やしていくことが必要である。
- 河津桜のブランド化を図るために、桜から製品を作るなどの利活用に向けたサイクルづくりの検討が必要である。

## 2.6 住民ワークショップにおける意見集約

検討会での課題を整理した後、地域住民や河津桜に関わりのある方々を対象にワークショップを実施した。河津桜並木に関する現状と課題を説明（水辺の利活用事例も紹介）し、ワークショップ参加者が考える“現状の課題”と“目標に向けた対策”について話し合い、各グループの内容を発表した。

開催日：平成 29 年 10 月 11 日（水） 対象：浜、笹原

10 月 12 日（木） 対象：田中、沢田、下峰、上峰、大堰

開催場所：河津町役場健康福祉センターふれあいホール

参加人数：34 名（11 日：9 名、12 日 25 名）

### <桜並木に関する意見>

- ・河津川沿いだけでなく、町全体で桜並木を考える。
- ・桜の拠点を店舗等で繋ぎネットワーク化することで、動線を確保する。
- ・桜のブランド化を図る（例：本当の河津桜のみを植える）とともに、桜の受け入れのためのスペースを川の背後地等へ確保する。
- ・河津桜以外の花木を植えることで、フルシーズンでの観光資源の多様化を目指す。
- ・桜も大島桜、寒緋桜、正月サクラ等を植えることで、鑑賞期間を長くする。
- ・河津桜の原木に観光客が集まる。原木を守るべき。
- ・古木となっても大切な桜、なんとか移植できないか。現状を維持していく方策も必要。
- ・桜公園を作り、そこに桜を移植する。また、そこに休憩スペースを確保したらどうか。

### <その他>

- ・桜のビューポイントへの誘導も必要。また、ビュースポットからの景観も悪い箇所があるため、広告制限や無電中化も必要。
- ・駐車場の問題は、パーク&ライドを活用し町全体を広く活用する方向に活かす。基本的に車は周囲へ置き、シャトルバスの活用を検討する。
- ・河川内の規制緩和によるイベント等で、地域の活性化を図る。
- ・観光客の増加対策だけでなく、現在の約 100 万人を維持していく方策も必要では。



住民ワークショップ開催の様子



## 第3章 河津川流域における整備基本方針

### 3.1 桜並木の目標像

河津川は河津町の中心市街地を東西に貫流する町の骨格軸にあり、町のシンボルである河津桜が峰大橋から河口部の約 4.0km 弱の区間の左右岸に植栽されている。川沿いの桜並木は町の最も集客力のある観光イベントである河津桜まつりのメイン会場として利用されており、この場所は日常的にも通勤通学路やジョギング・散策など多くの人々に利用されている。このような利用形態を反映し、河津川沿いは河津町第4次総合計画において「観光レクリエーションゾーン」として位置づけられている。

また河津町は「河津桜保護育成計画」を策定し「河津桜を守り、思いやりと誇りをもって郷土を育て、来訪する方々を“おもてなしのこころ”で迎えます。」という基本理念のもとに、その将来像を「河津桜発祥の地・桜もりびとの郷」とし人材育成や桜の維持管理に取り組んでいる。

上記のように河津川の桜並木は、日常的に町民がふれあえる空間として、また町民の誇りとして、さらに桜によるまちづくり・観光産業において中心的な役割を果たしていることから、その目標像を以下のように定める。

「河津桜保護育成計画」では、  
「河津桜を守り、思いやりと誇りをもって郷土を育て、来訪する方々を“おもてなしのこころ”で迎えます。」という基本理念のもとに、その将来像を 「河津桜発祥の地・桜もりびとの郷」としている。



河津川の桜並木は、町民の誇りであるとともに、桜によるまちづくり・観光産業において中心的な役割を果たしている。

#### 目標像

**「河津桜発祥の地・桜もりびとの郷の中核となる桜並木」**

## 3.2 桜並木の整備基本方針

桜並木の将来目標像を踏まえて整備基本方針を以下のように定める。

- 河津川本来の治水機能と、河津町のブランドである河津桜の保全活用に配慮した桜並木景観の計画とする。
- 地域振興や地域活性化、桜のまちづくりに寄与する桜並木の計画とする。
- 河津桜や護岸天端通路を基軸とした日常的に楽しみ、憩うことができる親水空間づくりとする。
- 町民や沿川住民の協力のもとに多くの人々に親しみと誇りを感じてもらえるような桜並木づくりとする。
- 河津川沿いだけでなく、町全体で桜のブランド化を図る。

### ○河津川本来の治水機能と、河津桜のブランド力向上に向けた保全活用に配慮した桜並木景観の計画とする。

- ・河津川沿いの河津桜は、寿命による枯死等によりいずれ減少していくが、川表への新たな植栽は河川における植栽基準を満たさないことから行うことができない。河津桜の発祥の地として、また河津川の桜並木を町のシンボルとして後世に引き継ぐために、治水に配慮した安全で安心な川づくりと共存した良好な「未来への遺産」となる桜並木の計画作りを行う。
- ・計画作りにあたっては、現在の桜並木の景観が断絶しないように、徐々に川裏に移行するような桜並木整備基本方針（案）に沿った桜並木とする。

### ○地域振興や地域活性化、桜のまちづくりに寄与する桜並木の計画とする。

- ・河津桜まつりでは、河津川沿いの桜並木を中心に上下流方向（東西方向）への移動が主に行われるとともに、河川から近接観光資源への南北方向の移動利用が行われている。沿川の様々な観光資源と周遊利用できるようなネットワークづくりの基軸となるような桜並木とする。
- ・今後、「(仮称)桜計画」で検討される、沿川の観光資源と河津川の桜並木を結ぶ新たな桜並木のネットワークやビュースポットなどに対応した桜並木とする。例えば、河川と新たなネットワークの結節点などの修景ポイント整備を町と協議を行いながら整備検討を行う。

### ○河津桜や護岸天端通路を基軸とした日常的に楽しみ、憩うことができる親水空間づくりとする。

- ・河津川の桜並木は、桜の鑑賞シーズン以外にも日常的に散策や通学など多くの人々に利用されている。今後も、現在整備されている階段護岸など、河原や水辺への親水機能を維持活用するとともに、ベンチなどを設置した休憩コーナーを計画し景観と利用の双方に配慮した桜並木とする。



○町民や沿川住民の協力のもとに、多くの人々に親しみと誇りを感じてもらえるような桜並木づくりとする。

- ・河津川の桜並木は町のブランド、シンボルともいえる資産であり、町内外の多くの人々に利用されているとともに、行政、地域、商工会、観光協会などの参画、支援により現在の姿が維持されている。
- ・桜並木の新たな再生にあたっては民家、民有地が近接していることから地域の協力が不可欠である。また、みかん畑やビニールハウスなど農地も近接していることから、現在の営農活動に配慮し、桜並木の再生を図る必要がある。
- ・町民や沿川住民の協力のもとに将来にわたって町のブランド、シンボルとして多くの人々に親しみと誇りを持ってもらえるような桜並木景観とする。

○河津川沿いだけでなく、町全体で桜のブランド化を図る。

- ・滞在利用を促進し、観光利用を町全体に波及させ地域における経済効果を高めるためには、既述のように町全体に河津桜を鑑賞・探勝できるネットワークの形成を行うとともに、様々な施設や商品、町からの情報発信などに「河津桜発祥の地」としてのブランドイメージを付加する。
- ・また、伐採桜から製品をつくるなどの利活用に向けたサイクルづくりを行い河津桜の更なる知名度アップ、ブランド化を図る。



## 第4章 課題に対する対応

### 4.1 課題に対する考え方

管理や治水、景観、利用の各課題について軽減・解消を行うため、以下のような考え方を検討する。

#### <管理に関する課題に対する考え方>

- 桜の寿命を延命するため、桜への環境負荷を低減するよう適切な維持管理計画を検討するとともに「河津桜発祥の地」として他地域の河津桜の名所の管理のモデルとなるような維持管理手法の構築を目指す。
- 桜の植え替えは、既存の桜のボリュームを維持しながら、適正な場所に移行できるように、植栽のスケジュールを立てる。

#### <治水に関する課題に対する考え方>

- 桜の健全度を保ち、堤防へのリスクを減らすため、河川整備基本方針に整合した堤防の背後地への移植や植え替えに向けた計画を立てる。

#### <景観に関する課題に対する考え方>

- 桜の視点場から電柱等が外れるビューポイントの創造や電柱の管理者へ美化柱化を要請する。
- 大規模な桜景観の喪失とならないように、個々の樹木の樹勢や植栽間隔、景観性を考慮したスケジュール立案を行う。
- 古木・名木は良好な維持管理のもとに古木・名木らしい風格が感じられるような保全・景観管理を行う。

#### <利用に関する課題に対する考え方>

- 桜並木の整備に際しては、快適な歩行者空間、河川と一体となった親水利用に配慮する。
- 平成23年の河川敷地占用許可準則の改正により河川空間の使用用途が緩和されており、水辺ビジネス等を活用した賑わいのある水辺空間づくりのための新たな利用方策や組織づくりについて検討を行う。
- 観光入込客の動線の空間確保のため、ネットワークを拡大する等の滞在空間全体を大きくする。
- 伐採河津桜を再利用した「河津桜ブランド」の開発、情報発信などを観光協会や商工会に要請を行う。



## 4.2 桜並木の目標イメージ

### 4.2.1 桜並木の目標イメージ

課題への対応策ならびに整備基本方針を基に、地域全体の桜並木の整備目標イメージを以下のように設定する。

#### <河川沿いの桜並木>

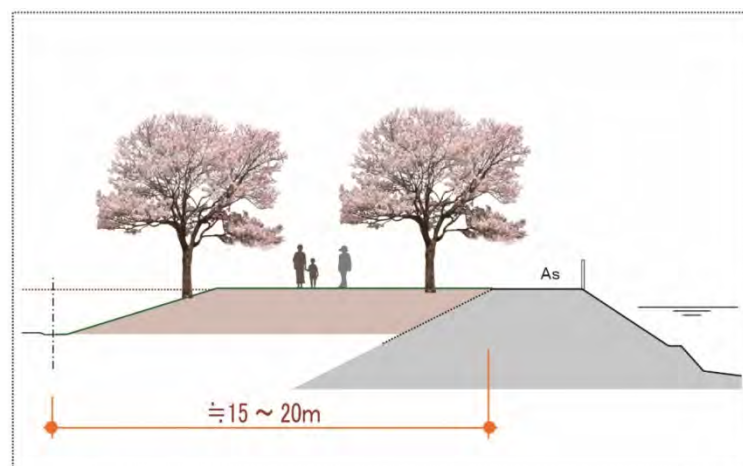
- 上流の主に農地の区間については、桜堤は2列（千鳥）とし桜の間を散策できるような整備とする。
- 右岸全域や左岸の町中心部の主に戸建て民家の区間については、土地利用状況や地形状況、樹齢に整合した形で、1列植栽を基本に整備する。
- 下流の既存緑地帯については、これまで通り、2列植栽を基本に整備する。

#### <街なかとのネットワーク>

- 河川沿いと町内の名木や観光資源と一体となった桜周遊ネットワークを創出し地域および河川全体の魅力向上を図る。
- 既存の桜のビュースポットへの誘導や新たなビュースポットを整備し、桜のまちとしてのイメージアップを図る。

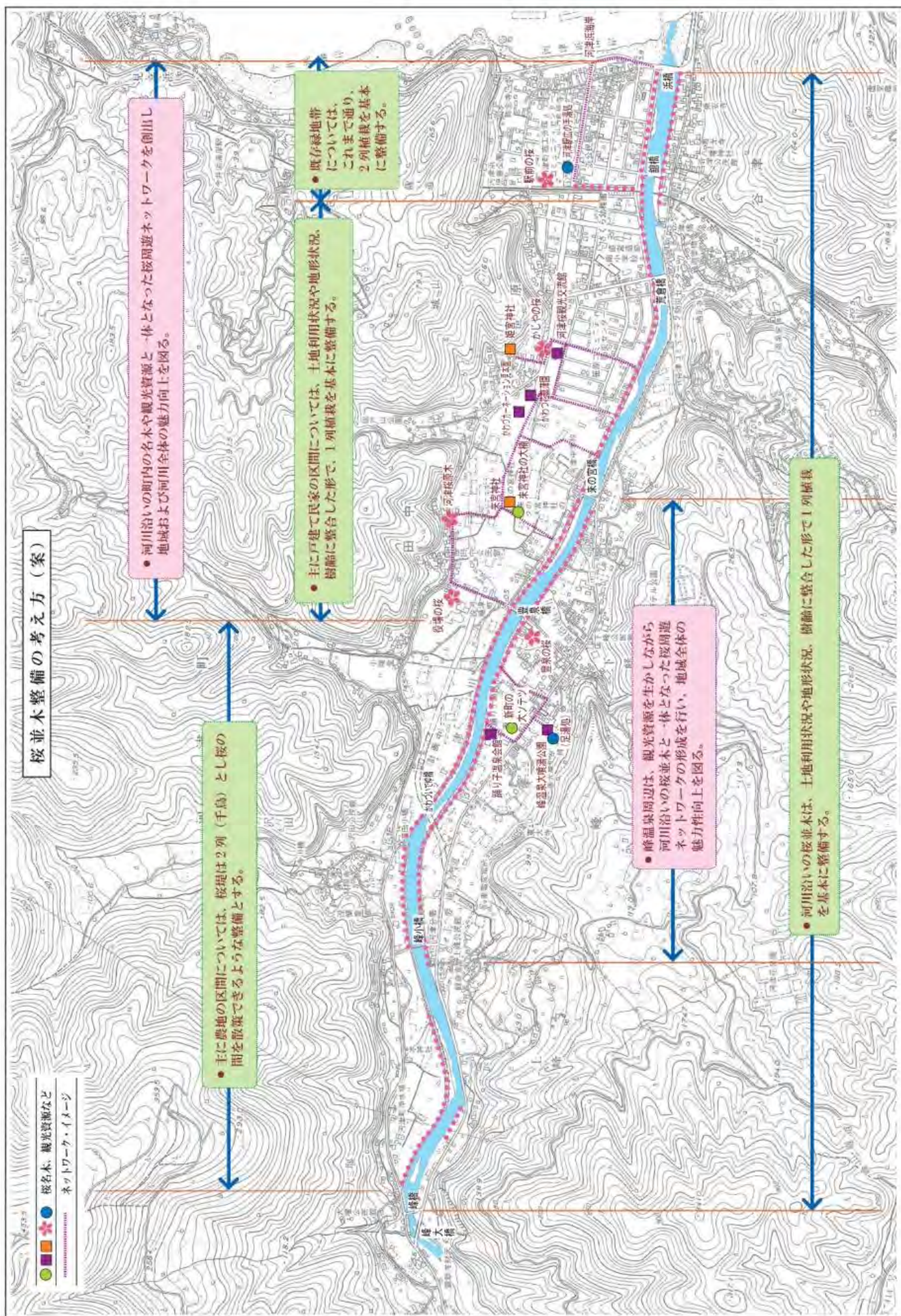
#### <管理 運営など>

- 「植樹基準」に加えて、これまでに策定している「二級河川河津川における河津桜維持管理指針（平成20年11月 県・町）」や「二級河川河津川における河津桜維持管理行動計画（平成23年10月 県・町）」、「河津桜保護育成計画-河津桜守人マスタープラン-（平成26年3月） 町」を踏まえ、定期的な診断に基づく適切な処置を行い、現況の古木を大切に、適正な維持管理により長く桜並木を保全する。
- 平成23年の許可準則の改正を活用した河川内のイベント等で地域の活性化を図る。
- 今後、桜以外の花木を植えることによる通年での観光資源の多様化を検討する。



2列植栽の場合の桜堤・断面イメージ







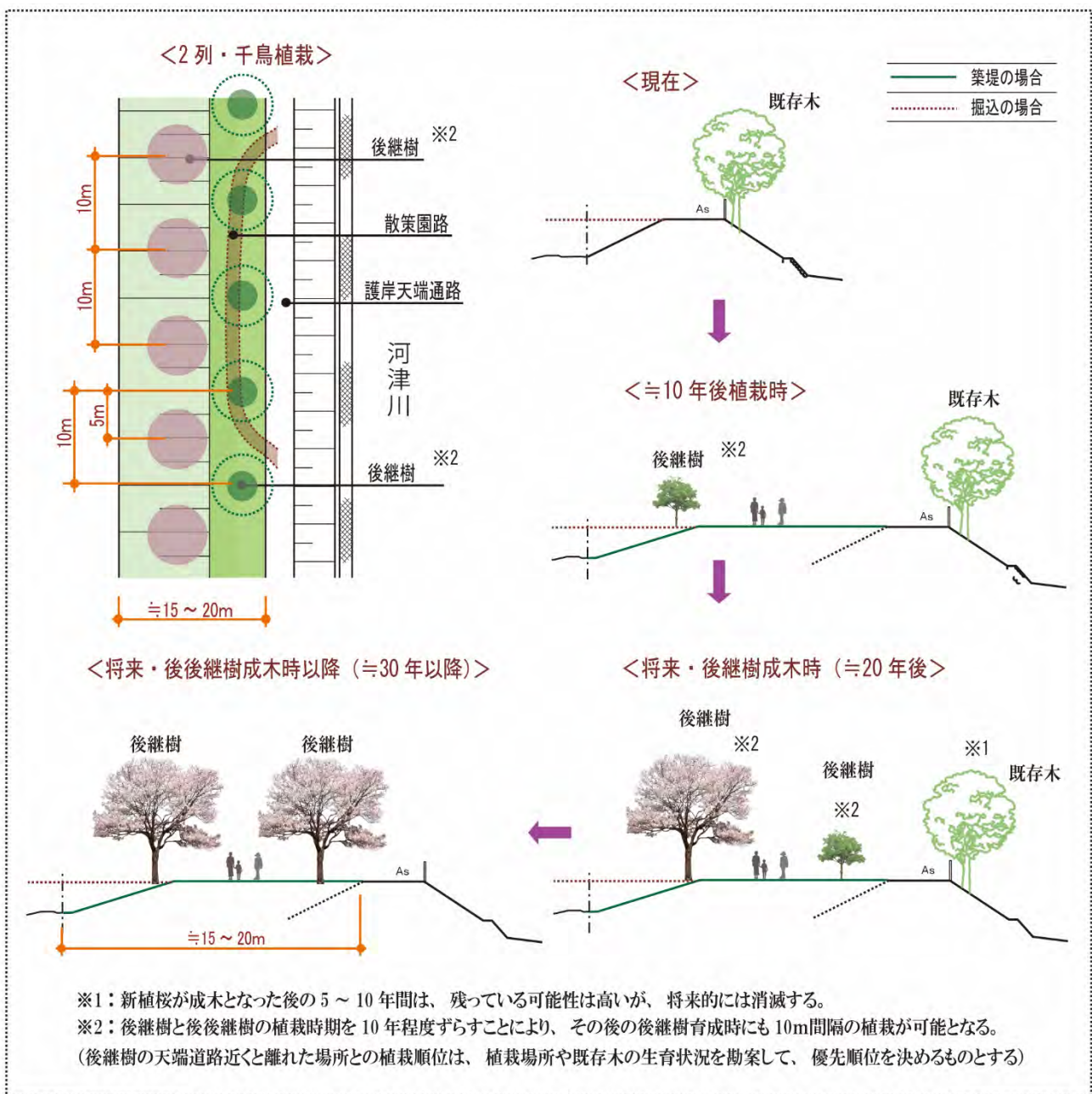
## 4.2.2 桜並木の具体的なイメージ

桜並木を川裏側に「2列植栽」「1列植栽」で創出する具体的なイメージを以下のよう  
に考える。

### <2列植栽による桜並木創出イメージ>

○基本的には、2列・千鳥植栽が行える植栽帯幅員の確保を行うこととする。

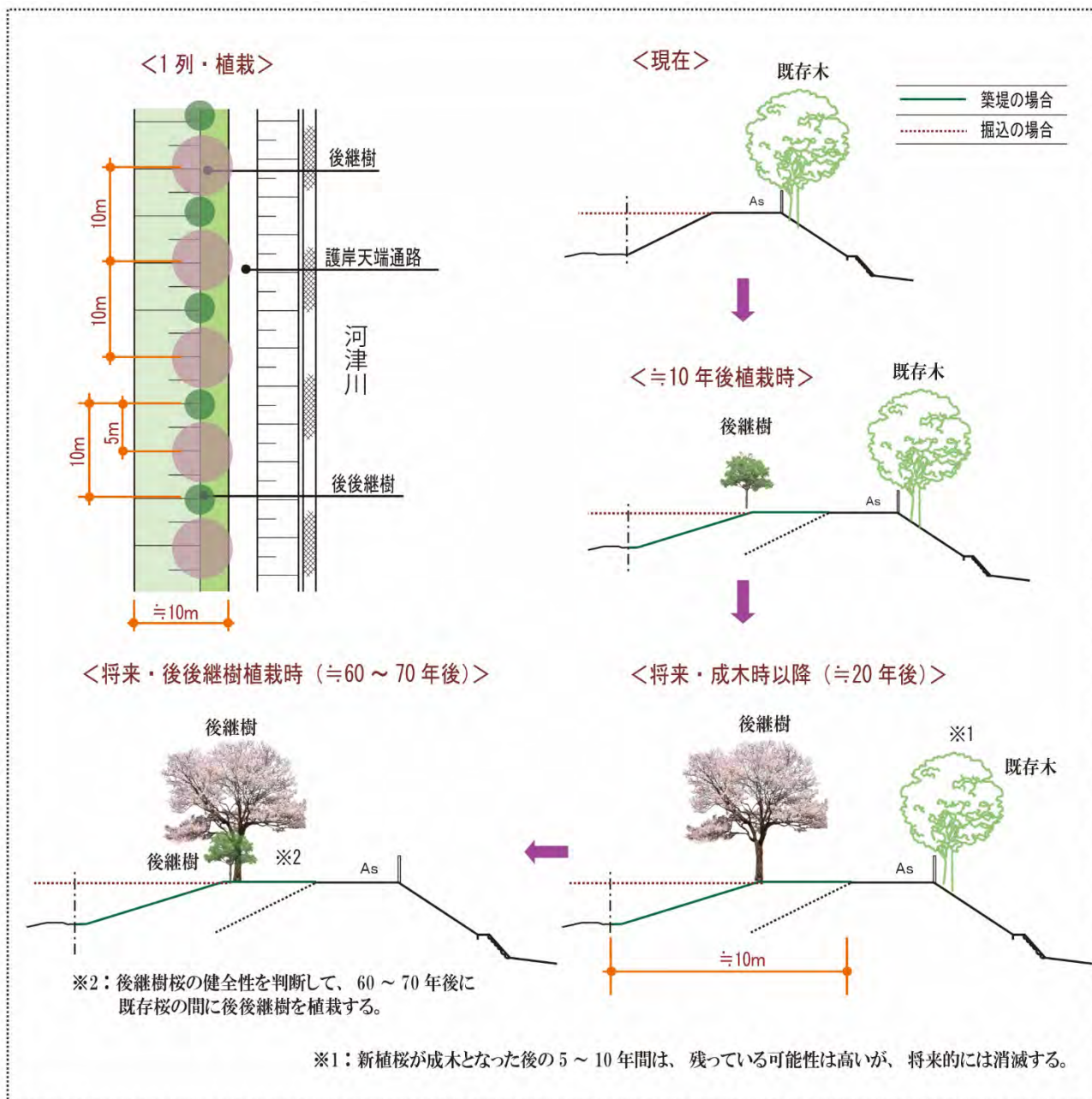
- ・植栽間隔は、10mを基本とする。
- ・後継樹が既存木からの被圧を受けることが少なくなり、枝の交錯などの障害も少なくなる。
- ・2列植栽は、桜の鑑賞時期を長くすることができる。
- ・また、確保した幅の状況によっては、樹冠の間に散策路や休憩コーナーを計画できるスペースがうまれる。



### <1列植栽による桜並木再創出イメージ>

○植栽する幅員が狭い場合は、1列植栽が行える幅員の確保を行う

- ・後継樹の植栽を考慮すると、植栽間隔は、5mとなる。
- ・後継樹は、生育途中で既存木の被圧を受ける。
- ・交錯枝の発生を避けるため、後継樹が成木になった後は、既存木の計画的な管理が必要となる。

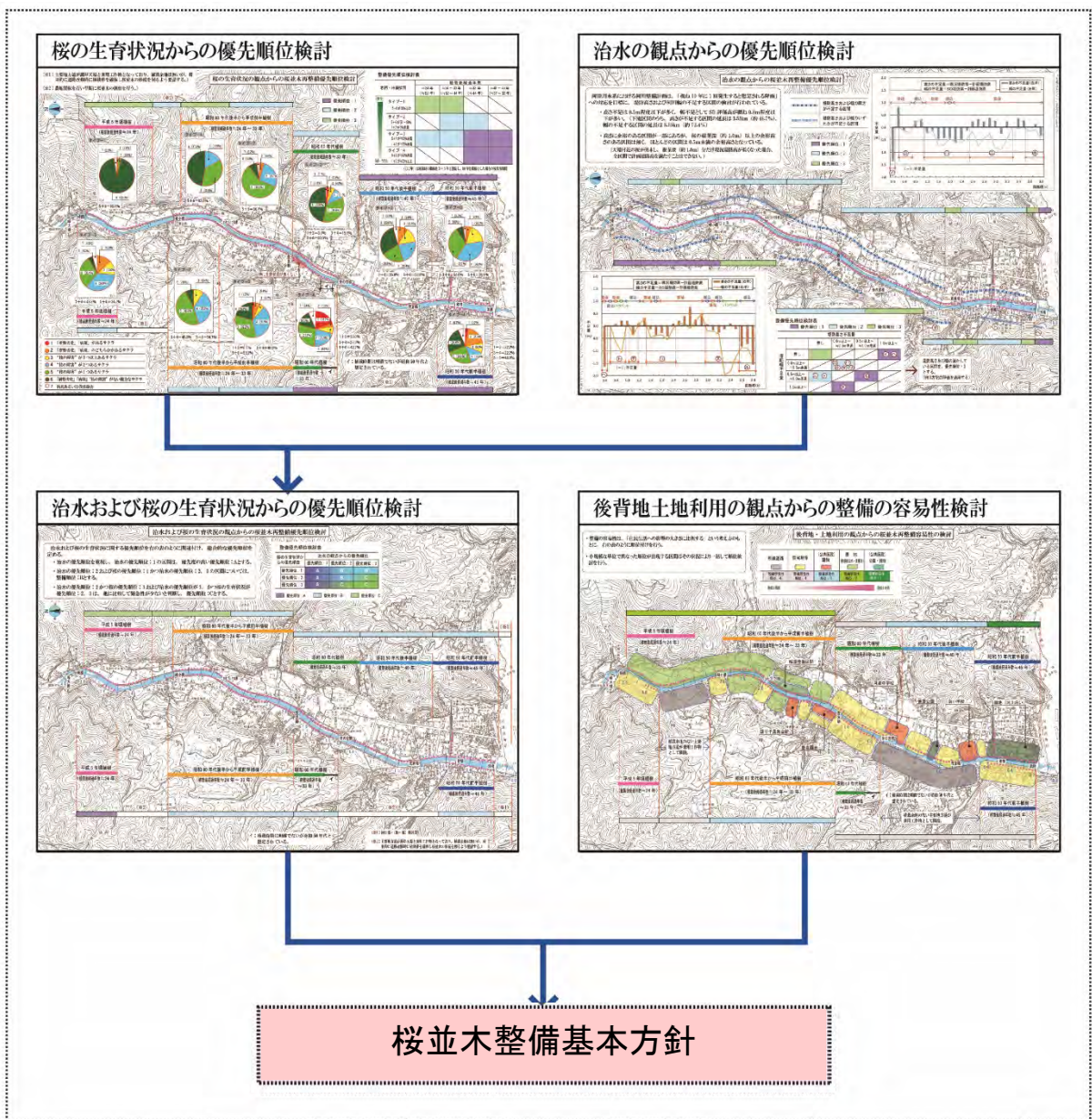


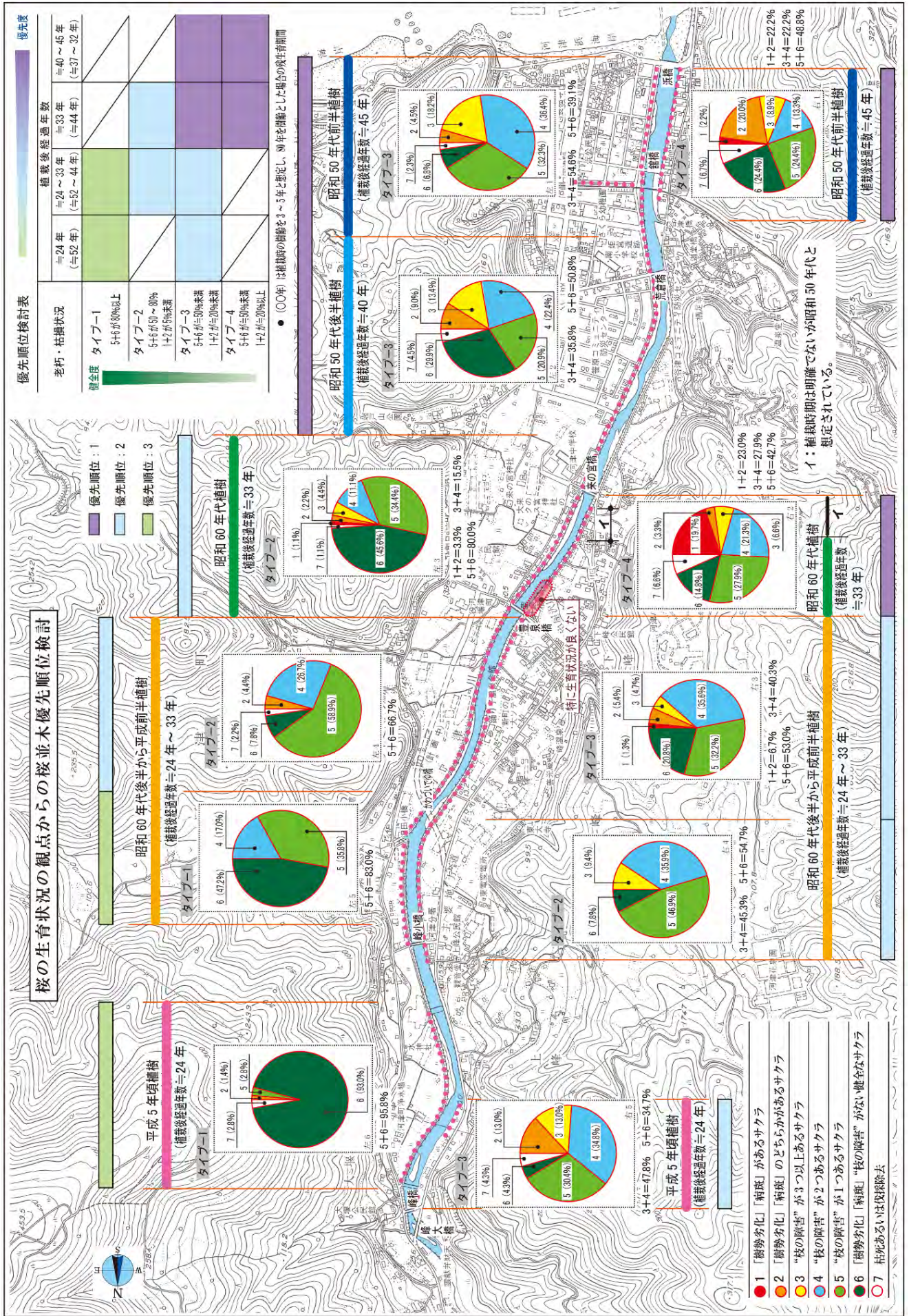


### 4.3 桜並木整備基本方針(案)

桜並木の整備にあたっては、現況の桜並木の景観が断絶しないように、徐々に川裏へ移行するような整備とする必要がある。そのため桜の生育状況ならびに治水状況から優先順位を検討するとともに、後背地の土地利用による整備の容易性を基に河津桜保護育成計画や都市計画マスタープランに留意し、桜並木整備基本方針(案)の検討を行う。

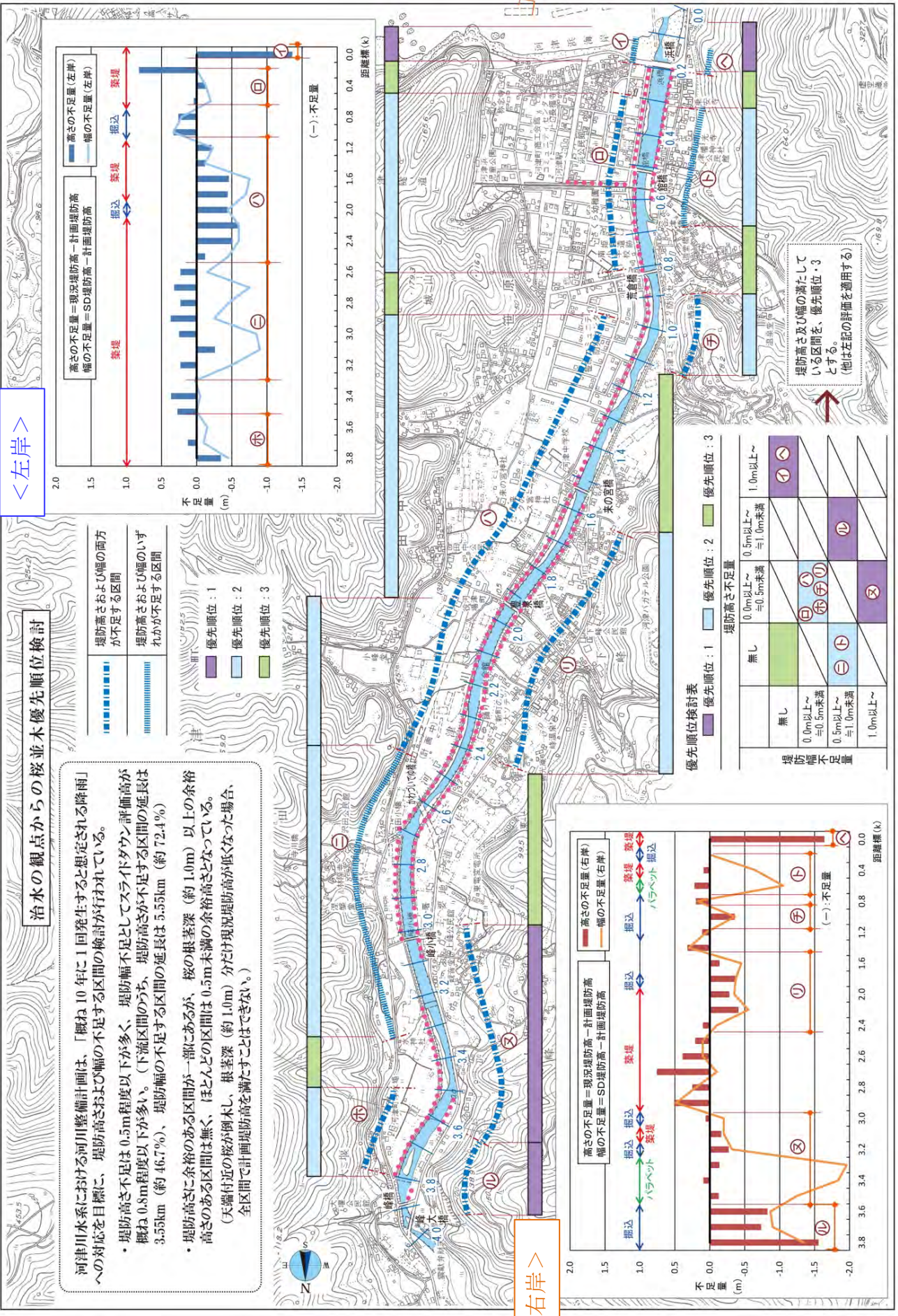
本検討における基本方針は、あくまで河津川沿いの線上における検討結果であるが、今後、河津町が策定を予定している「(仮称)桜計画」において、面的な町全体の検討結果に伴い、適宜フィードバックするものとする。また、県が策定予定である「河津川水系流域河川整備計画」へも位置付けていくこととする。





#### 桜の生育状況の観点からの桜並木優先順位検討

1 「樹勢劣化」「霜斑」があるサクラ  
 2 「樹勢劣化」「霜斑」のどちらかがあるサクラ  
 3 “枝の障害”が3つ以上あるサクラ  
 4 “枝の障害”が2つあるサクラ  
 5 “枝の障害”が1つあるサクラ  
 6 「樹勢劣化」「霜斑」「枝の障害」がない健全なサクラ  
 7 枯死あるいは伐採除去



<左岸>

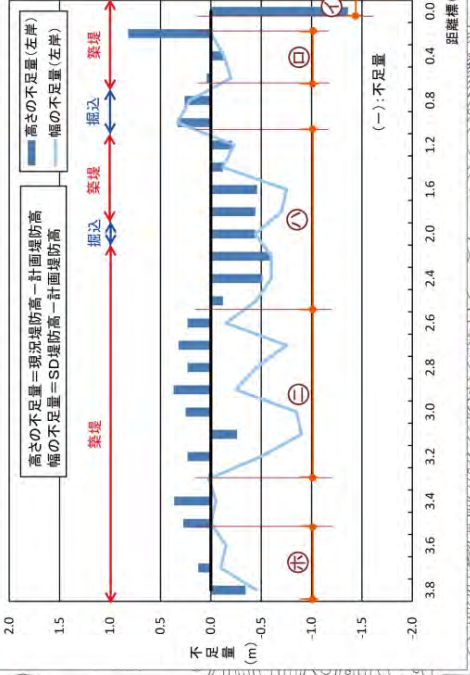
治水の観点からの桜並木優先順位検討

河津川水系における河川整備計画は、「概ね10年に1回発生すると想定される降雨」への対応を目標に、堤防高さおよび幅の不足する区間の検討が行われている。

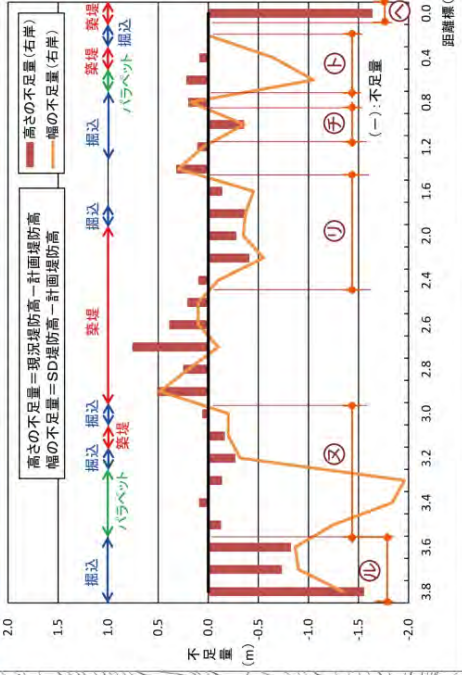
- 堤防高さ不足は0.5m程度以下が多く、堤防幅不足としてスライダウン評価高が概ね0.8m程度以下が多い。(下流区間のうち、堤防高さが不足する区間の延長は3.55km(約46.7%)、堤防幅の不足する区間の延長は5.55km(約72.4%)。)
- 堤防高さに余裕のある区間があるが、桜の根深深(約1.0m)以上の余裕高さのある区間は無く、ほとんどの区間は0.5m未満の余裕高さとなっている。(天端付近の桜が倒木し、根深深(約1.0m)分だけ現況堤防高が低くなった場合、全区間で計画堤防高を満たすことはできない。)

- 堤防高さおよび幅の両方が不足する区間
- 堤防高さおよび幅のいずれかが不足する区間

- 優先順位：1
- 優先順位：2
- 優先順位：3



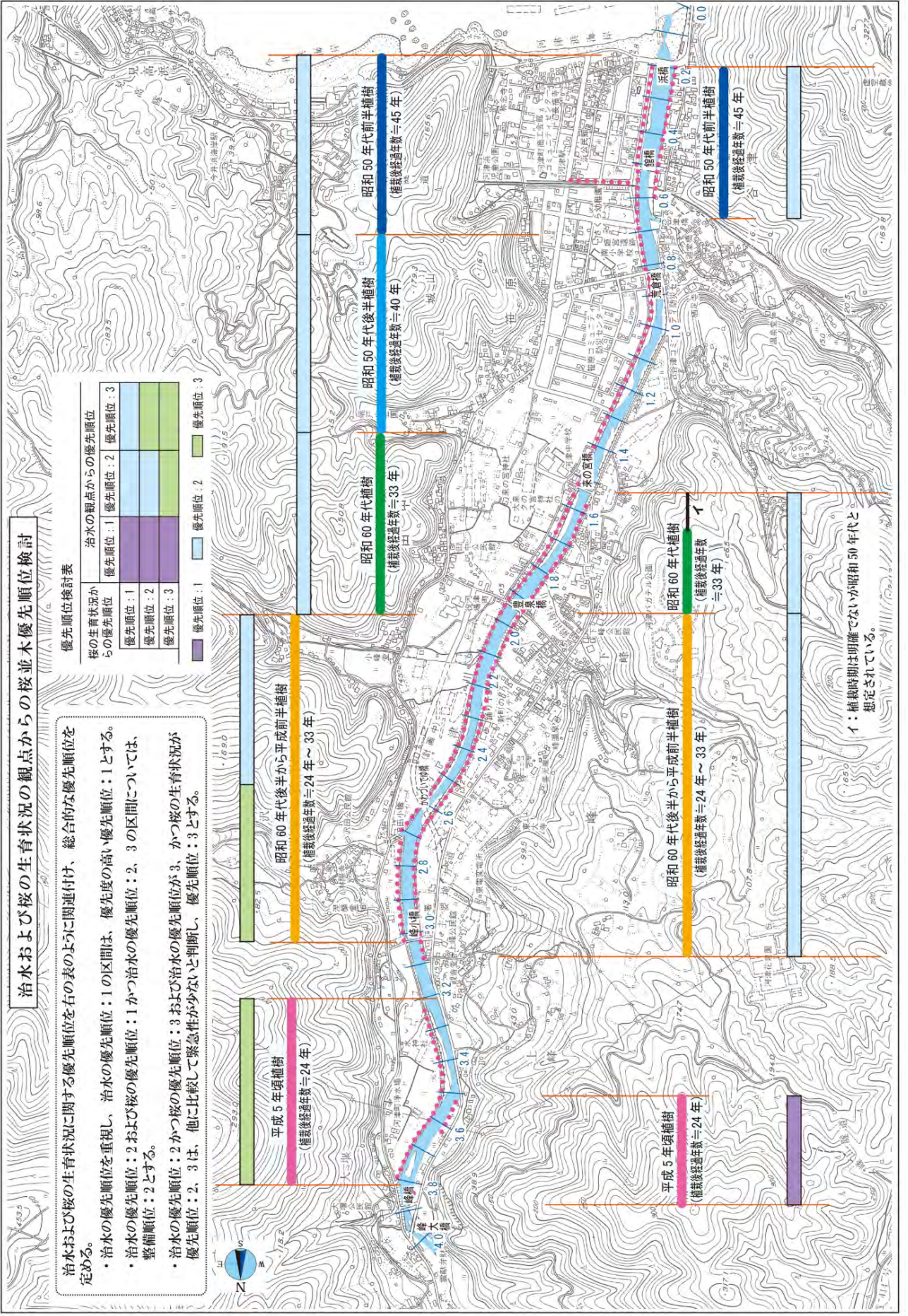
<右岸>



優先順位検討表

		優先順位：1	優先順位：2	優先順位：3
堤防幅不足量	無し	無し	無し	①
	0.0m以上~ =0.5m未満	②	③	④
	0.5m以上~ =1.0m未満	⑤	⑥	⑦
	1.0m以上~	⑧	⑨	⑩
堤防高さ不足量		0.0m以上~ =0.5m未満	0.5m以上~ =1.0m未満	1.0m以上~

堤防高さおよび幅の満たしている区間を、優先順位・3とする。  
(他は左記の評価を適用する)



治水および桜の生育状況の観点からの桜並木優先順位検討

治水および桜の生育状況に関する優先順位を右の表のように関連付け、総合的な優先順位を定める。

- 治水の優先順位を重視し、治水の優先順位：1の区間は、優先度の高い優先順位：1とする。
- 治水の優先順位：2および桜の優先順位：1かつ治水の優先順位：2、3の区間については、整備順位：2とする。
- 治水の優先順位：2かつ桜の優先順位：3および治水の優先順位が3、かつ桜の生育状況が優先順位：2、3は、他に比較して緊急性が少ないと判断し、優先順位：3とする。

優先順位検討表

桜の生育状況からの優先順位		治水の観点からの優先順位	
優先順位：1	優先順位：1	優先順位：1	優先順位：2
優先順位：2	優先順位：2	優先順位：2	優先順位：3
優先順位：3	優先順位：3	優先順位：3	優先順位：3

イ：植栽時期は明確でないが昭和50年代と想定されている。

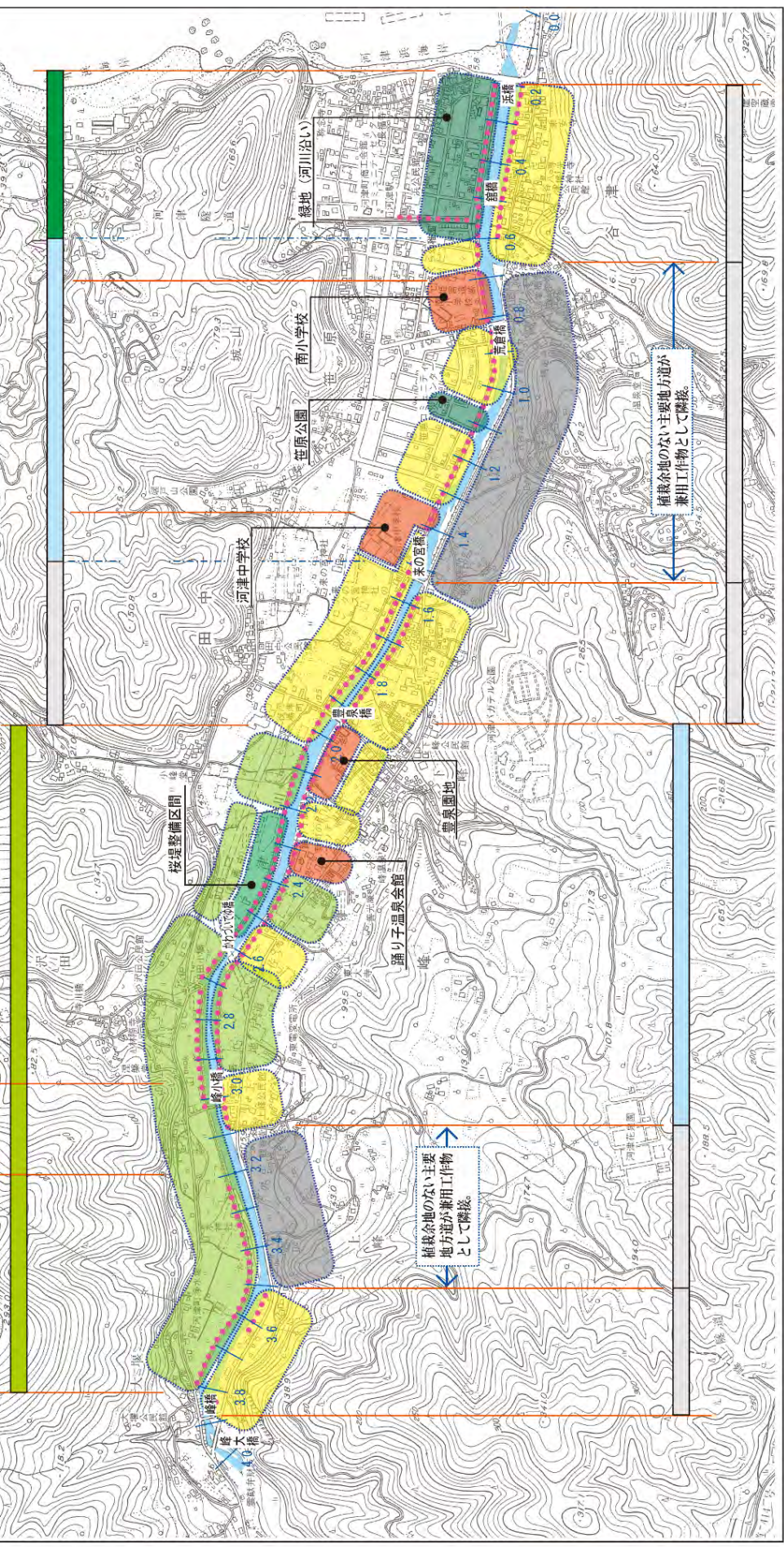


### 後背地・土地利用の観点からの校並木再整備容易性の検討

- ・整備の容易性は、「住民生活への影響の大きさに比例する」という考え方のもとに、右の表のよりに順位付けを行う。
- ・小規模な単位で異なる順位が出現する区間はその状況により一括して順位検討を行う。

幹線道路	住宅地等	(公共施設) 建物	農地	(公共施設) 公園・緑地
整備容易性 順位: 4	整備容易性 順位: 4	整備容易性 順位: 3	整備容易性 順位: 2	整備容易性 順位: 1

整備が容易





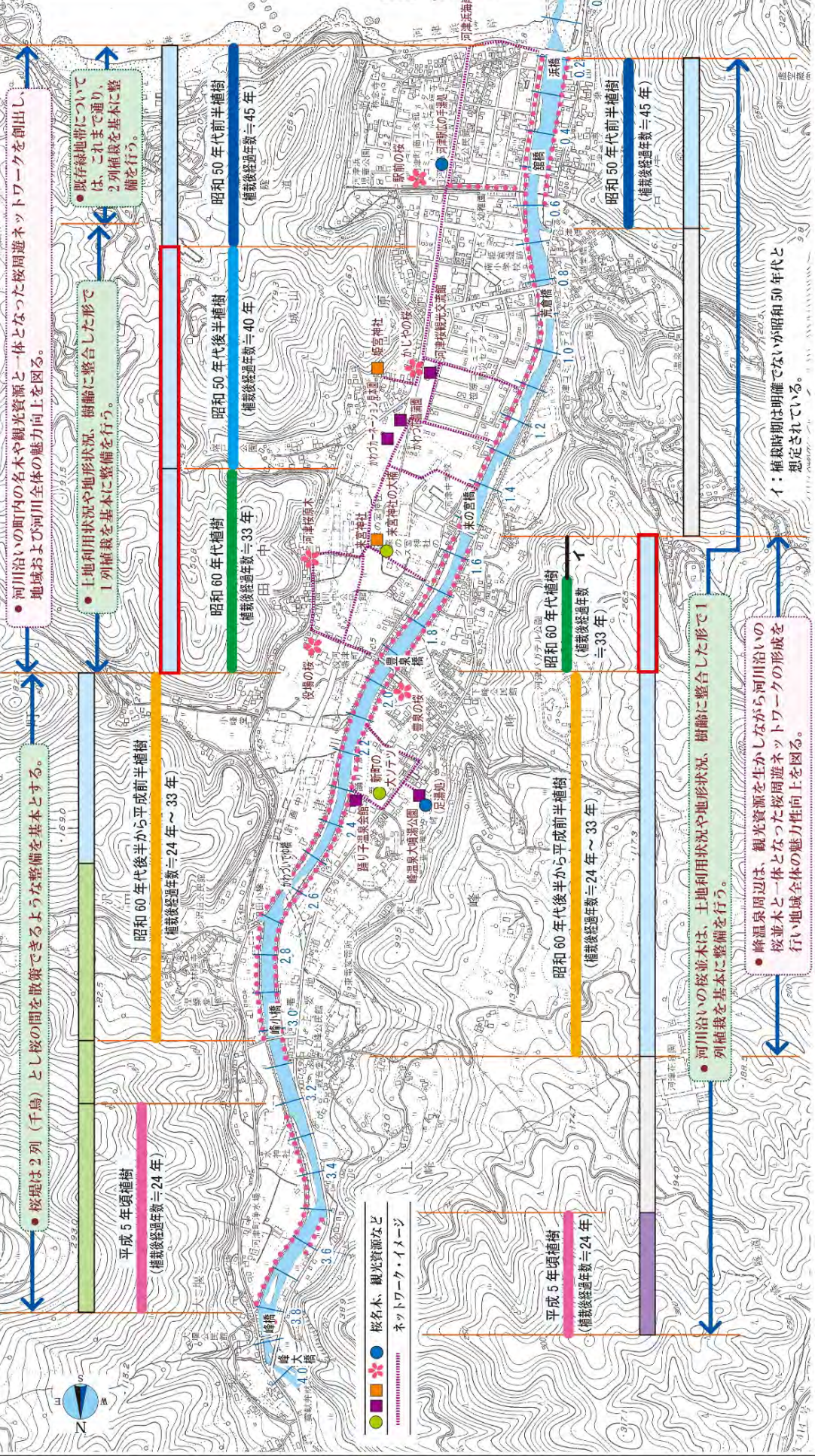


(優先順位は、図のとおりですが、背後地の土地利用等により、着手等が前後する可能性があります)

治水および桜の生育状況の検討結果ならびに後背土地利用の状況による桜並木創出の容易性を基に基本方針を以下のよりに考える。

### 河津川桜並木整備基本方針（案）

後背地の土地利用の状況から、川裏における桜並木整備が容易でない区間



● 河川沿いの町内の名木や観光資源と一体となった桜周遊ネットワークを創出し、地域および河川全体の魅力向上を図る。

● 既存緑地帯については、これまで通り、2列植栽を基本に整備を行う。

● 土地利用状況や地形状況、樹齢に整合した形で1列植栽を基本に整備を行う。

● 桜鬼は2列（千島）とし桜の間を散策できるような整備を基本とする。

● 河川沿いの桜並木は、土地利用状況や地形状況、樹齢に整合した形で1列植栽を基本に整備を行う。

● 峰温泉周辺は、観光資源を生かしながら河川沿いの桜並木と一体となった桜周遊ネットワークの形成を行い地域全体の魅力向上を図る。

● 治水および桜の生育状況の検討結果ならびに後背土地利用の状況による桜並木創出の容易性を基に基本方針を以下のよりに考える。

● 桜名木、観光資源など  
ネットワーク・イメージ

イ：植栽時期は明確でないが昭和50年代と想定されている。



## 4.4 景観向上の方策

### 4.4.1 広域景観

広域景観特性として以下のような留意事項がある。

- ・城山や涅槃堂の見晴らし台など、高所から眺めた時の帯状の桜並木が特徴的な景観となっている。この景観は川表から川裏に桜並木の整備が行われても担保出来る景観であることから、切れ目のない桜並木の創出を行う。
- ・河津町市街地は、河津川を中心に左右岸に広がり、近接して山地が迫る空間領域が明瞭な景観となっている。河津川からも桜並木の背後に山地が望めることから、背後の山地景観を活用した新たな視点場や視対象としての桜景観の創出を、町の桜計画や景観計画において今後検討することが望まれる。

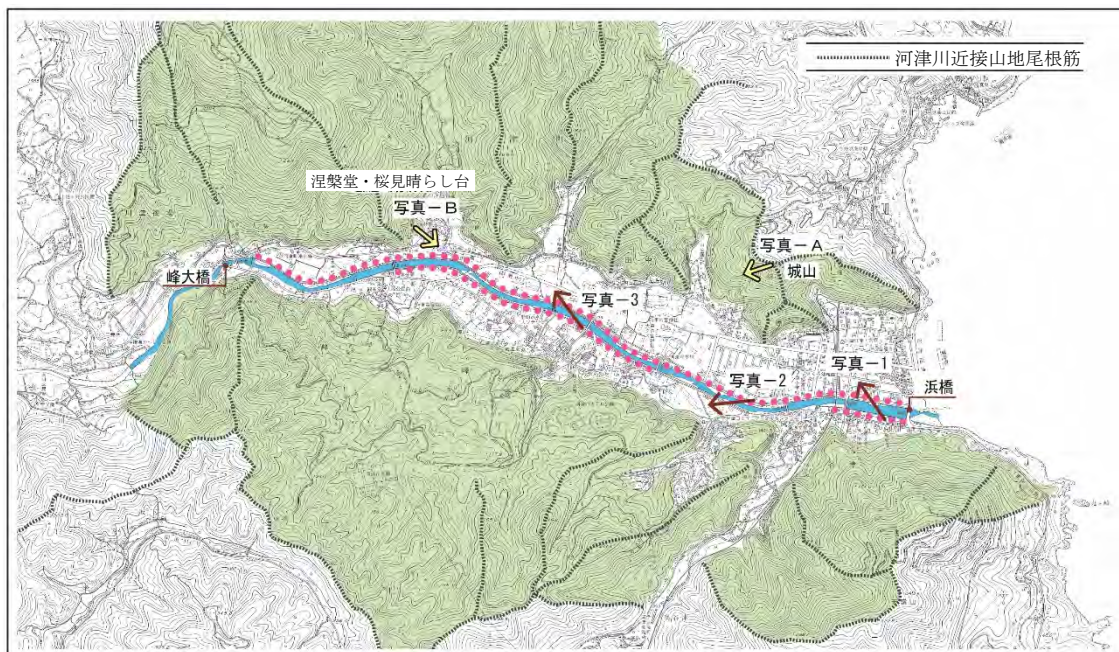


写真-A



写真-B

写真-A、Bは SNS  
投稿写真引用



写真-1



写真-2

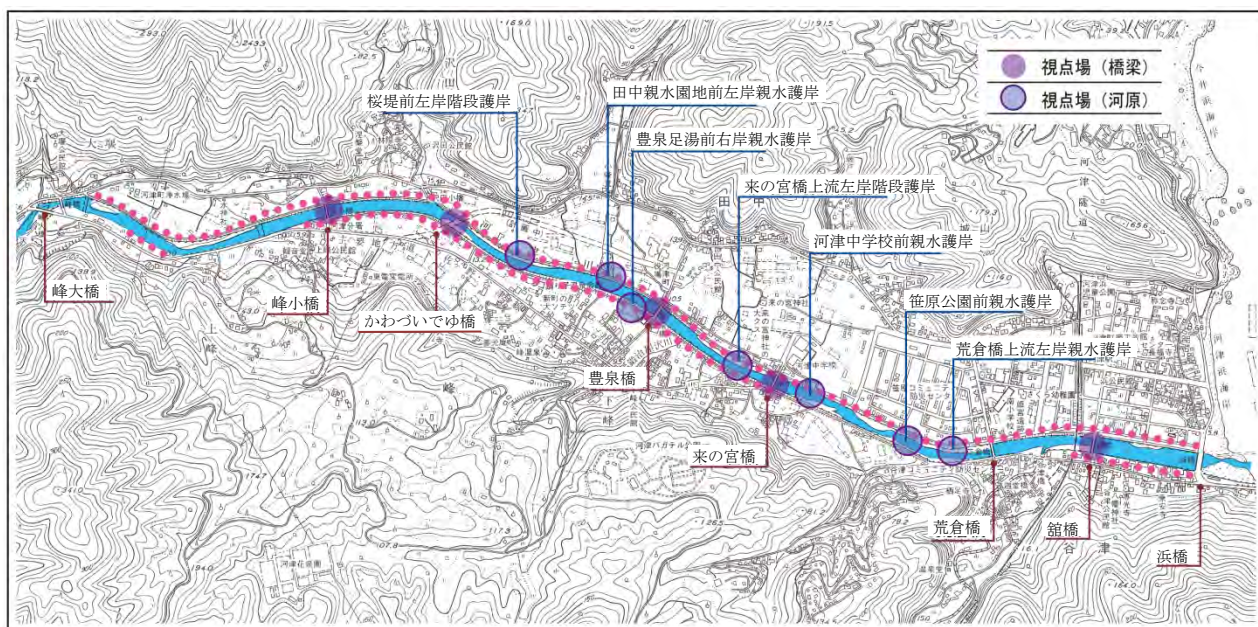


写真-3

#### 4.4.2 河川沿い景観

河川沿い景観特性として以下のような留意事項がある。

- ・河川沿いの景観の特徴は、連続的な桜並木が見られることにあり、特に川表、川裏の両方に桜があり桜のトンネルとなっている所は多くの利用者の撮影ポイントとなっている。川表の桜は将来的に消失するが、既述のように堤内地に余地のあるところは2列植栽として桜のトンネル景観の再創出を行うとともに、少なくとも1列植栽の桜並木の創出を行うことにより現在と同等程度の景観再生が可能となる。
- ・緩やかに蛇行した河道形態が桜並木の量感と奥行きを感じさせる良好な景観となっている。また、蛇行した河道軸方向の桜並木を眺めるのに橋梁は視点場として機能しており、左右岸の桜並木を眺めることができる豊泉橋をはじめ来の宮橋、かわづいでゆ橋、峰小橋などが良好な視点場となっている。
- ・朱塗りの橋梁は桜と一体となった景観要素として機能するとともに、河道軸方向の眺めのアイストップとしても機能しており、特に河原からの眺めに対して有効な役割を果たしている。



桜を背景に記念撮影



桜のトンネル



館橋から写真撮影



豊泉橋から上流方向



かわづいでゆ橋から下流方向



館橋を背景に桜を撮影

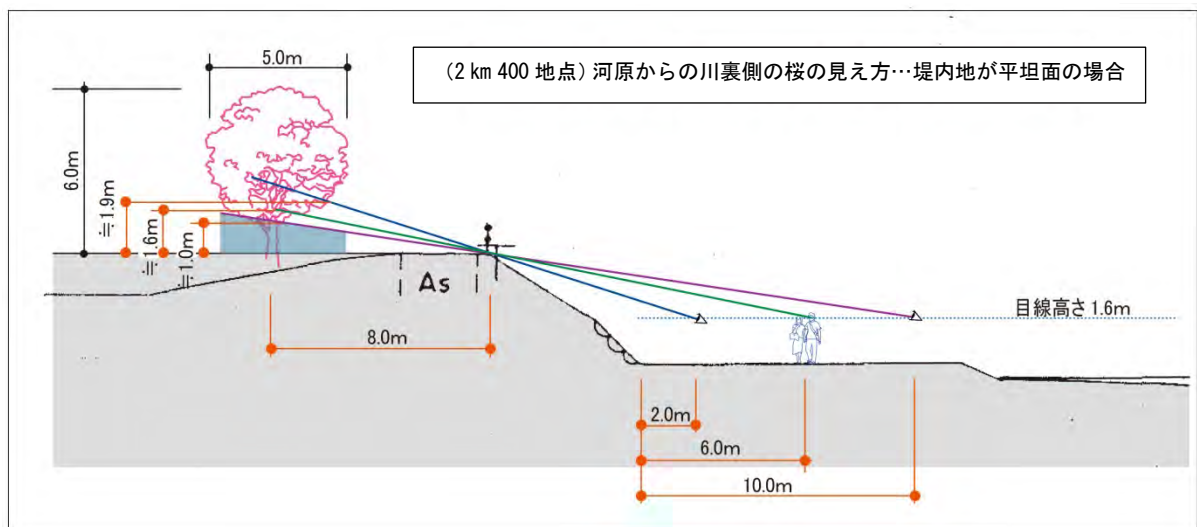


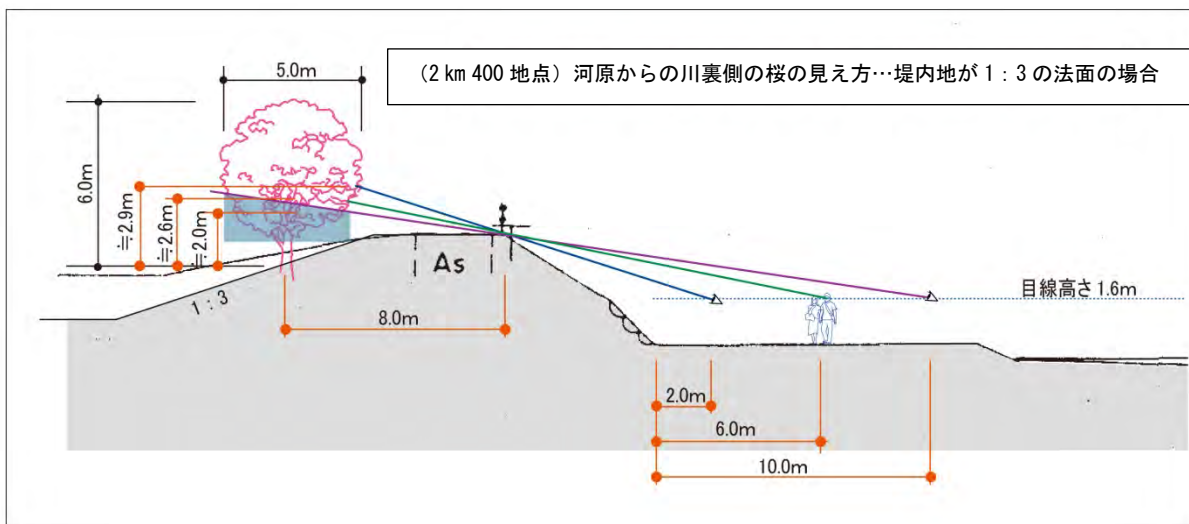
豊泉橋がアイストップとして機能

<堤内地に新植を行った桜の見え方・・橋梁及び河原から。>

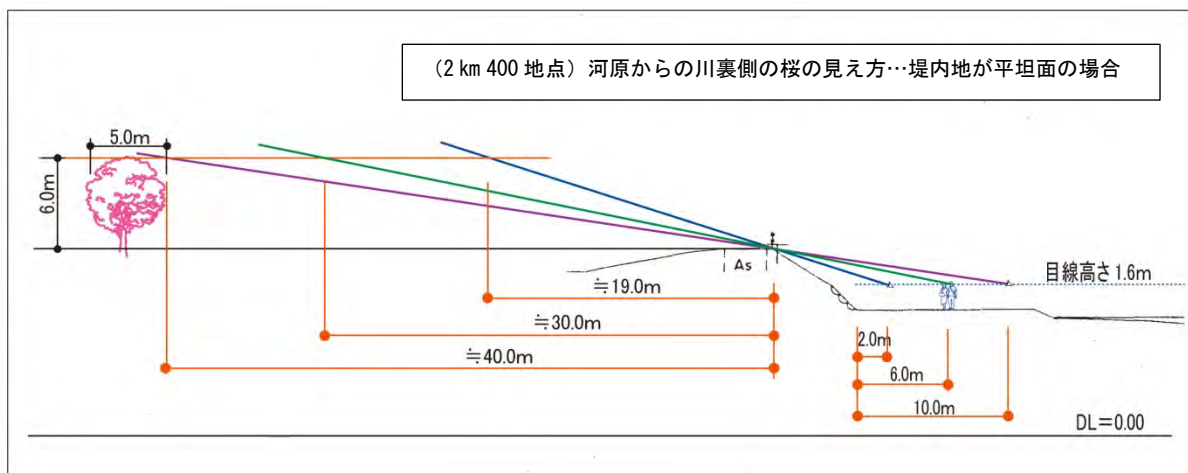
川表の桜が消失した時に、堤内地に新たに植栽した桜が、視点場としての橋梁や河原からどのように見えるかについて概略検討を行った。以下のような見え方になることが想定される。

- ・ 橋梁からの眺めは、川裏に桜が移動することから、転落防止柵が桜の前面に見えるが、桜全体の見え方や緑量感に影響が少ないと判断される。
- ・ 河原を視点場とした場合、河原における立ち位置や堤内地側が平坦である場合と1:3程度の法面とした場合に若干の見え方に差異はあるが、概ね下記の図のように樹冠の多くを眺めることができる。





- また、堤内地が平坦な場合は、下記の図のように相当離れた位置でも樹冠を河原から眺めることができる。





橋梁を視点場とした場合の桜並木の見え方の変化

(豊泉橋上岸・豊泉橋から)



河原を視点場とした場合の桜並木の見え方の変化

(豊泉橋上流左岸・2km400 近辺)

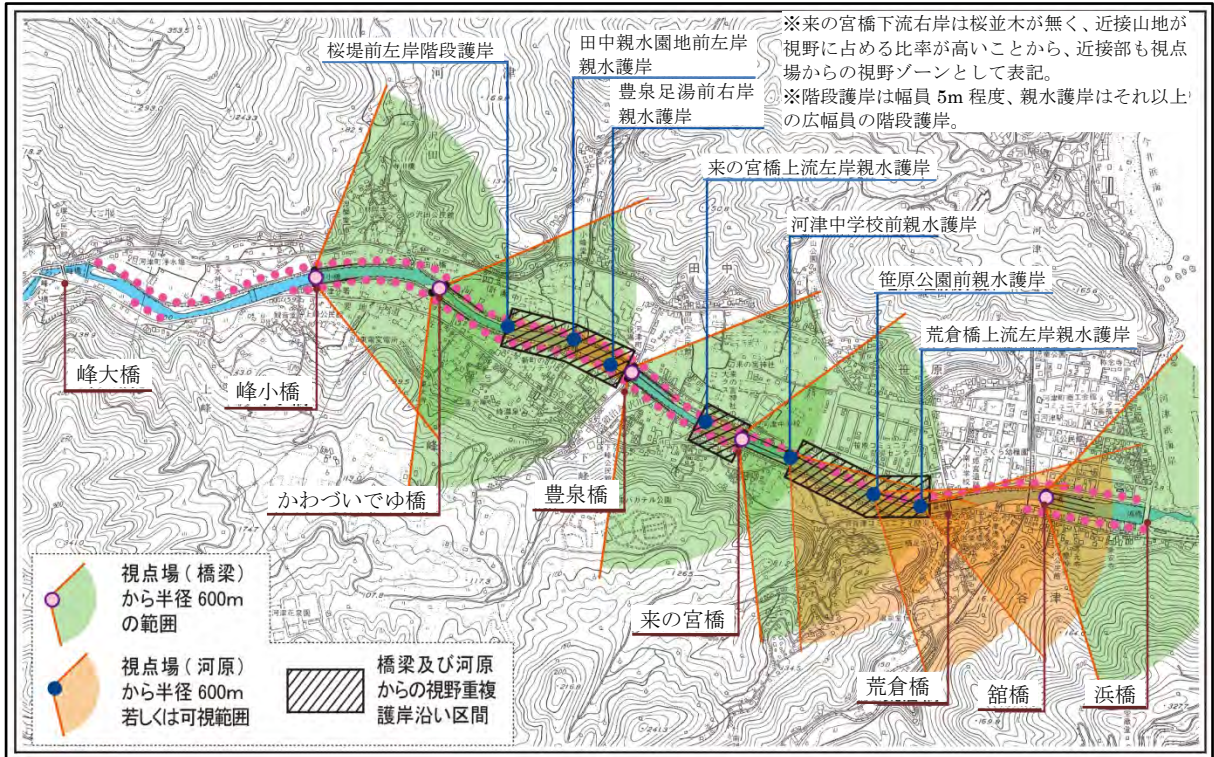




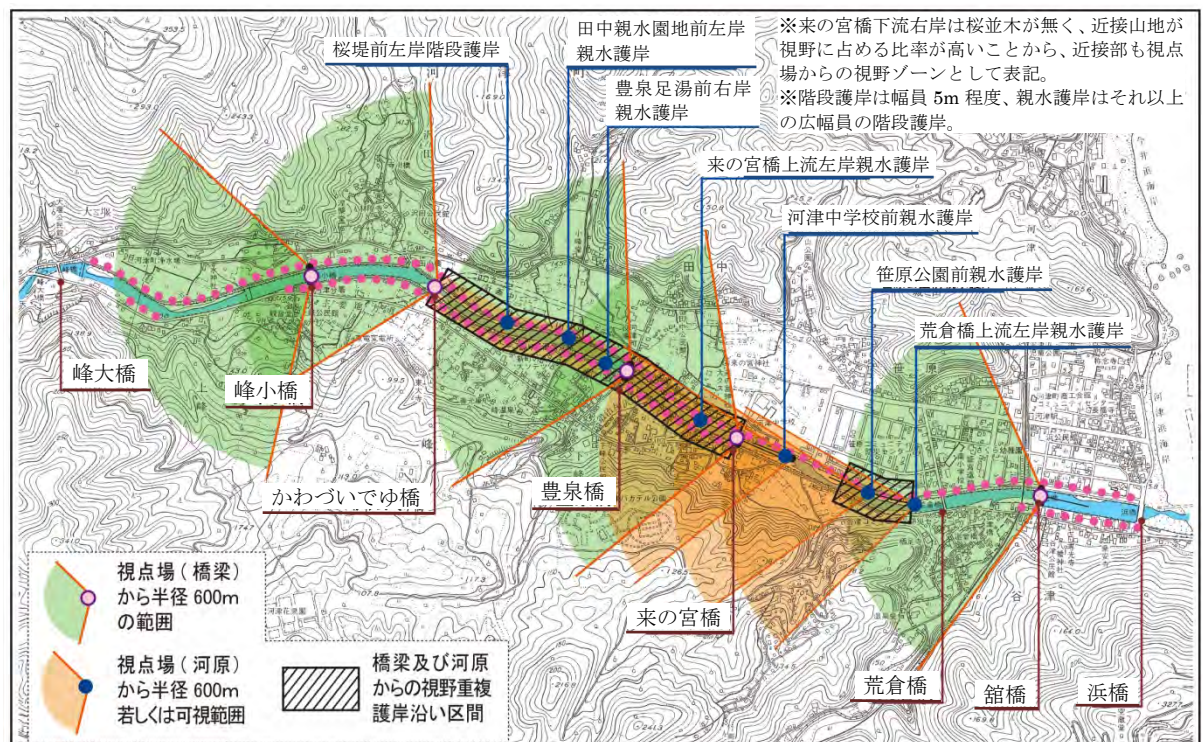
### <視点場（橋梁・河原）からの景観重点ゾーンの検討>

今後の桜並木を検討する上で、景観重点ゾーンを把握するため、主要な視点場（橋梁・階段護岸から水辺に近づく河原）からの、視野重複箇所を整理した。視野の範囲は、色・輝度に変化する場合の色の弁別限界（ $30^{\circ} \sim 60^{\circ}$ ）及び建物の輪郭を眺められる距離（ $\approx 600\text{m}$ ）として設定した。

- ・視点場から下流を望む場合は、「荒倉橋から笹原公園周辺」「来の宮橋上流」「豊泉橋から左岸階段護岸」の3区間が景観重点ゾーンであると推定できる。
- ・視点場から上流を望む場合は、「荒倉橋から笹原公園周辺」及び「来の宮橋からかわづいでゆ橋」の2区間が景観重点ゾーンであると推定できる。



視点場（橋梁・河原）から下流を望む場合の視野重複箇所



視点場（橋梁・河原）から上流を望む場合の視野重複箇所



### 4.4.3 親水景観の保全・創出

人びとを水辺に誘い、ゆったりした時間が過ごせるような水辺空間の保全・創出並びに活用を行う。

- ・川らしい瀬や淵、河原のある景観を保全し、河道掘削を行う場合も現況の河川景観が自然に再生されるような掘削形態、位置等に配慮する。
- ・階段護岸や河原など人々が水辺に誘われ、水辺を楽しむことができる景観の維持に努める。
- ・また、桜まつり時などには河原での出店による賑わい創出などの可能性についても今後検討を行う。



川らしい景観（流れや河原）



川らしい景観（早瀬）



人びとが憩う階段護岸



水辺に近づくことができる河原



高水敷広場

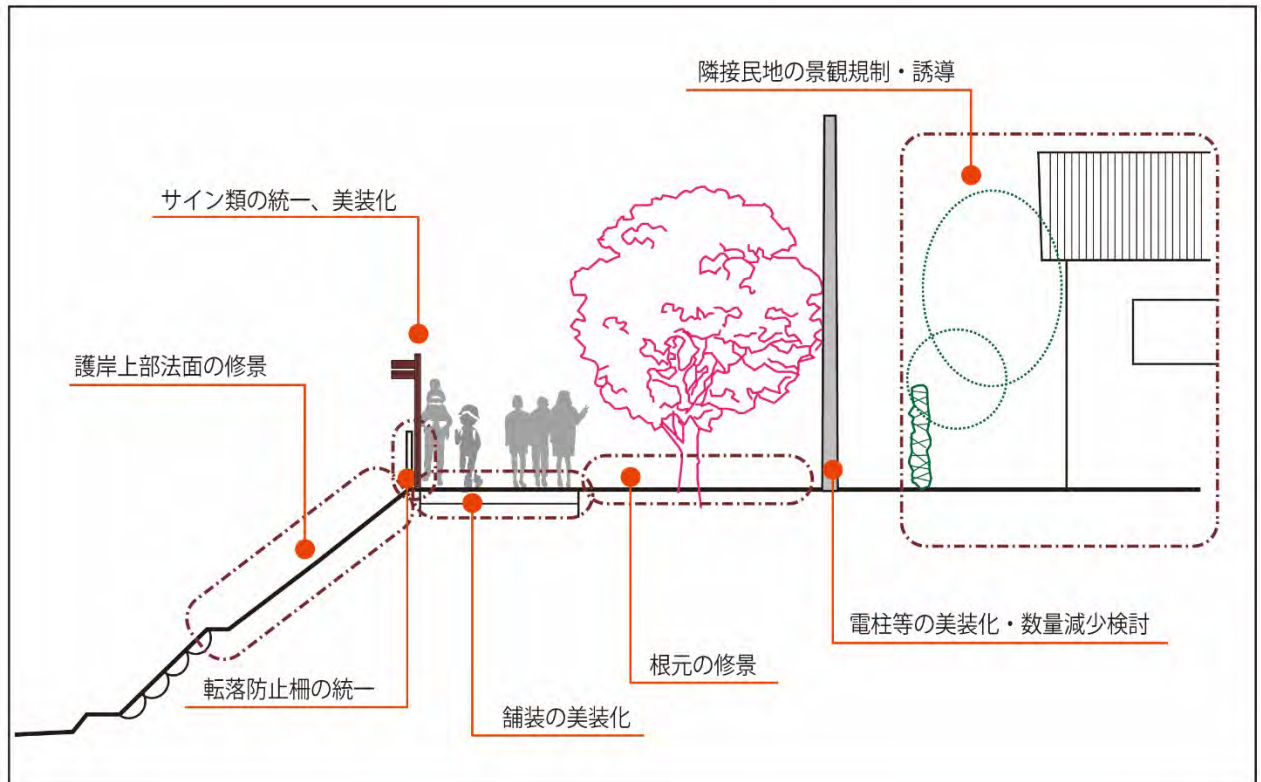


河原での利用事例



#### 4.4.4 デイテールへの配慮

護岸や舗装、柵、電柱その他散策空間に関わる様々な要素について、きめ細かな配慮を行い、観光客の安全確保を含めトータルとしての景観性を高めるために以下のような事項に留意する。



- ・転落防止柵は、現在主に鋼管パイプ柵が設置されているが、デザインが様々なタイプとなっている。桜が川裏に移行することから川側や天端通路からの視野における景観的な重要度が高まることから統一した転落防止柵への改修を検討する。
- ・誘導案内標識は、現在統一されていることから今後もこのデザインを踏襲する。
- ・天端通路の大部分の区間は、グレーの普通のアスファルト舗装となっているが、近年施工された、かわづいでゆ橋下流の桜堤の区間は、景観に配慮して自然色アスファルト舗装となっている。今後の改修にあたっては同様の自然色アスファルト舗装や自然石風アスファルト舗装などの使用を検討する。
- ・桜の根元は現在、菜の花ロードの名称にちなんで菜の花が植栽されているが、この場所は通路際で維持管理が比較的容易であることから、早咲きチューリップなど他の草花を導入し多様な花景観の創出についても検討を行う。また、上流部の桜堤区間と同様、フットライトの設置についても検討する。
- ・照明灯や電柱などは、桜の樹木近くに位置することから、可能な限り統一する。あるいは焦げ茶系などの美化柱への変更を検討し出来る限り写真撮影を行っても目立たないように配慮する。
- ・隣接民家の景観性（屋根や壁面の色調、樹木や生け垣など）も重要であることから、町の桜計画や景観計画により規制・誘導方策を検討する。



既存の案内標識



既存の自然色 AS 舗装



自然石風アスファルト舗装  
のイメージ



電柱、ポール類を焦げ茶色系などに美装化

- ・ 出店の仮設的な鋼管パイプやブルーシート、のぼり旗などについても賑わいを損なわない範囲で適切な景観誘導を行う。
- ・ 出店時のシートの取り扱いについては、平成 29 年度既に、河津桜まつり実行委員会出店対策部会にて景観配慮シートの使用を呼び掛けている。
- ・ 平成 30 年度の河津桜祭りから、赤いのぼり旗を廃止しており、出店の看板など色彩について、桜より目立たないよう配慮を依頼する。



仮設鋼管転落防止柵



非営業時のブルーシート



景観的に好ましい出店例



## 第5章 水辺空間の活用について

### <はじめに>

これまで河川は、水害から生活を守るという「治水」、また「利水」、「環境」観点から、整備を進めてきた。近年では、地域活性化や再生等の観点から、水辺を活かしたまちづくりにおける規制緩和が進み、民間の活力を活かした水辺での活動が全国で動き出している。また、都市公園においても、これまでの量の整備から公園の持つ多機能性を最大限に引き出すという観点で法の改正が進み、公園の魅力向上や活性化の動きが全国で始まっている。これらの取り組みを水辺空間活用事例として整理し、河津川における有効な水辺空間活用を図る。

### <水面空間の活用事例>

河川敷地の占用は、原則として市町村等の公的主体に許可されているが、多様な主体による水辺空間の積極的な活用に資するため、「河川空間のオープン化」として、地域の合意が得られた場合には、オープンカフェやバーベキュー広場などの営業活動を行う民間企業等の事業者についても河川敷地の占用利用が可能となったことから各地の河川で多くの取り組みが行われている。

これらの取り組みは河川空間の利用する場所の特性により概ね以下のような傾向が見受けられる

### <水面及び河床（低水敷、高水敷）>

出水時の通水に支障が無いように、バーベキューやデイキャンプ、イベントなどに利用されているとともに、カヌーなどの水面利用、舟運のための船着場として利用されている。

河川名	入間川（埼玉県）
事例・事業名称	バーベキュー場
活動団体	名栗弁天河原河川広場利用調整協議会
活動場所	飯能市「弁天河原河川広場」

#### 活動概要

- ・ 社会実験的に地元自治会が運営してきたバーベキュー場に新たなサービス（魚のつかみ取りイベントやゴミの受入れ等）を加えリニューアル。引き続き地元「河又自治会」が運営します。



名栗弁天河原河川広場

出典・引用：関東初・都幾川と入間川にバーベキュー場～水辺空間とことん活用プロジェクト始動～  
url: <https://www.pref.saitama.lg.jp/a1008/kawanosaisei/tokoton-bbq1.html>



### <低水敷および高水敷護岸>

低水敷き通路や高水敷の通路、広場と一体となったイベント利用や休憩（カフェテラス）としての利用が行われている。（河床と同様、出水時の対応が必要であることから、船着場などを除いて恒久的な施設整備は行われていない。）

河川名	元安川
事例・事業名称	①水辺のコンサート②水辺のオープンカフェ③かき船
活動団体	水の都ひろしま推進協議会
場所	①原爆ドーム対岸親水テラス②元安橋東詰南側河岸緑地③平和大橋～萬代橋間河岸緑地

#### 活動概要

①「水の都ひろしま」の実現に向けた取り組みの一環として、河川利用の特例措置を活用し、元安川オープンカフェを従来の仮設型から常設型に拡充し、平和記念公園の来訪者に憩いや交流の場を提供するとともに、潤いと安らぎのある川辺の風景を創出することを目的とします。



②「水の都ひろしま」の実現に向けた取り組みの一環として、元安川オープンカフェを従来の仮設型から常設型（独立店舗型オープンカフェ）に拡充し、平和記念公園の来訪者に憩いや交流の場を提供するとともに、潤いと安らぎのある川辺の風景を創出。



③ かき船は、広島名産の牡蠣を水辺で楽しむことができる施設であり、観光面での寄与が期待されるものである。



出典・引用：広島市-元安川オープンカフェ

url: <http://www.city.hiroshima.lg.jp/www/contents/1216177861400/index.html>



## <護岸天端および堤内地>

出水時の制約が殆どないことから、護岸天端および隣接堤内地を活用した許可期間内は常設施設とできるオープンカフェなどの飲食サービス施設への活用事例が多く見られる。また、規模の大きい事例としては道の駅を併設した刈谷田川などの事例もある。

河川名	刈谷田川（新潟県）
事例・事業名称	刈谷田川防災公園（道の駅）
活動団体	新潟県見附市長
活動場所	上新田町

### 活動概要

- 『道の駅 パティオにいがた』は、平成16年の水害により刈谷田川が破堤し、河川改修を行って埋め立てた用地に建設されました。広大な芝生に加え、遠くに守門岳・粟ヶ岳を望むことができる絶好のロケーションを誇ります。  
また、備蓄倉庫を備え、芝生エリアはボランティアの野営地となるなど、地域の防災拠点としての機能も有しております。防災公園を整備し、また「道の駅」機能を加え、「人・モノ・情報の交流拠点」として位置付け、施設を整備している。



農産物直売所



道の駅



出典・引用：道の駅 パティオにいがた・刈谷田川防災公園-見附市役所  
<http://www.city.mitsuke.niigata.jp/7352.htm>



河川名	京橋川（広島県）
事例・事業名称	水辺のオープンカフェ
活動団体	水の都ひろしま推進協議会
場所	京橋川東広島橋

**活動概要**

- ・ 京橋川沿いの河岸緑地では7店舗、元安川沿いで1店舗が営業中であり、多くの市民や来訪者に憩いの場、交流の場を提供するとともに、うるおいと安らぎを感じる風景を創出。
- ・ 地先利用型オープンカフェ：川沿いの民有地においてカフェ等を営む民間事業者が、各店舗に隣接する地先の河岸緑地を利用して、一体的なオープンカフェを実施。
- ・ 独立店舗型オープンカフェ：河川空間（河岸緑地）に民間事業者が営業する飲食店舗を常設。



京橋川のオープンカフェ（地先利用型）



京橋川のオープンカフェ（独立店舗型）

出典・引用：広島市-京橋川オープンカフェ

<http://www.city.hiroshima.lg.jp/www/contents/1111583774214/index.html>

代表的な土地有効活用事例 ～ 京橋川 水辺のオープンカフェ

<http://tochi.mlit.go.jp/chiiki/land/ex20/1607/index.html>

**<環境保全活動>**

徳島県の新町川の「NPO 法人新町川を守る会」は、河川環境の向上とまちづくりに関する活動（クリーンアップ活動やリバークルージング、リバーサイド修景など）を行っており、同様の活動も各地で見られる。



クリーンアップ活動



リバークルージング



水際イベント

写真引用：NPO 法人新町川を守る会/HP

## 『河津川流域における河津桜並木景観検討会』設立趣意書

早春を告げる早咲きの桜として知られる河津桜は、「町の木」となっているなど河津町のシンボリック的存在である。中でも河津川堤防道路沿いの桜並木は、毎年 100 万人近い観光客が訪れる「河津桜まつり」のメイン会場となっており、多くの観光客の目を楽しませるなど町の重要な観光資源となっている。

これらの桜は、昭和 40 年代以降に順次植樹されてきたものであり、中には樹齢 50 年を超えるものもあるなど、寿命により近い将来枯死するものも出てくることが予想される。このため、計画的に植え替えを進めていくことが求められる状況である。

一方、河川堤防道路沿いの桜は、堤防内に根を張るなど植樹基準を満たしていないものが多く存在する。植樹された桜の暴風時の倒木や腐朽により堤防の弱体化も懸念されるなど、河川管理上の課題となっていることから、植え替えの際にはこれを解消しなくてはならない。

このような状況下、河津桜を観光資源として継承していくためには、長期的な視点に立った計画のもと、河津桜と河津川の共存・共栄を図るため植え替えや維持・管理を計画的に実行していくことが求められる。

このため、河津川流域の治水や環境の向上を図りつつ、河津町の産業・観光振興に寄与する行動計画を立案するとともに、これを確実に実行していくための仕組みづくりをするため、行政・有識者・地元関係者で構成される『河津川流域における河津桜並木景観検討会』を設立し、新たに「河津桜並木景観計画」の作成を行うものである。



## 河津川流域における河津桜並木景観検討会規約

### (名 称)

第1条 本会の名称は、河津川流域における河津桜並木景観検討会（以下「検討会」という。）と称する。

### (目 的)

第2条 検討会は、今後の河津川流域における治水や景観に配慮した河津川水系河川整備計画の策定や河津町内の産業・観光振興に寄与した計画づくりを推進することを目的とする。

### (組織等)

第3条 静岡県下田土木事務所長（以下、「所長」という）、河津町長（以下、「町長」という）が委嘱する委員（別表）で構成する。

- 2 委員は、非常勤とし、任期は計画の決定までとする。
- 3 委員のうち、地方行政の委員は、職をもって充てる。
- 4 事務局は、第1項によるもののほか、検討会構成員の同意を得て、必要に応じて構成員以外の者の参加を要請し、意見を求めることが出来る。

### (委員長)

第4条 検討会には、委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が職務を代行する。

### (議事等)

第5条 委員のうち、地方行政の委員については、代理出席を認める。

### (情報公開)

第6条 検討会は、公開で開催する。会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に傍聴を認めることにより行う。会議の傍聴については別に定める傍聴要領によるものとする。

- 2 会議の開催状況や会議資料は、静岡県の「情報提供の推進に関する要綱」に則り公開する。

### (事務局)

第7条 検討会の事務局は、河津町、静岡県下田土木事務所に置く。

### (雑 則)

第8条 この規約に定めるもののほか、検討会運営に関し必要な事項については、委員長が委員会に諮って定める。

### 附 則

本規約は、平成29年2月14日から実施する。

附 則

本規約は、平成 29 年 8 月 2 日から実施する。

附 則

本規約は、平成 29 年 12 月 21 日から実施する。

別表1 河津川流域における河津桜並木景観検討会 構成員

○ 河津川流域における河津桜並木景観検討会 構成委員

	役職等	氏名	備考
学識経験者 地域計画	特定非営利活動法人 くらしまち継承機構 理事長	イトウ コウゾウ 伊藤 光造	まちづくり
景観	㈱ヘッズ 東京支店 取締役	カトウ オサム 加藤 修	造園学と景観
林学	㈱加藤樹木医事務所 代表取締役	カトウ マサミチ 加藤 正通	樹木医
地域代表者 地域活動	河津町農業経営振興会 会長	ワタナベ マサアキ 渡邊 昌昭	認定農業者
〃	一般社団法人河津町観光協会 代表理事	ミネ シズオ 峯 静雄	
〃	河津町商工会 会長	イイダ マサオミ 飯田 正臣	
〃	かわづ花の会 会長	ホシカワ ヘイキチ 細川 平吉	
〃	河津桜守人 代表	ツチヤ タツ オ 土屋 達雄	
〃	伊豆急行㈱ 観光推進課 課長補佐	スズキ リエ 鈴木 利恵	
地方行政	伊豆観光局長	カミヤマ マサユキ 神山 正之	
	賀茂振興局長	キタムラ マコト 北村 誠	
	下田土木事務所長	ハラ コウジ 原 広司	
	河津町長	キシ シゲヒロ 岸 重宏	

事務局 河津町  
下田土木事務所

## ○ 河津川流域における河津桜並木景観検討会 名簿

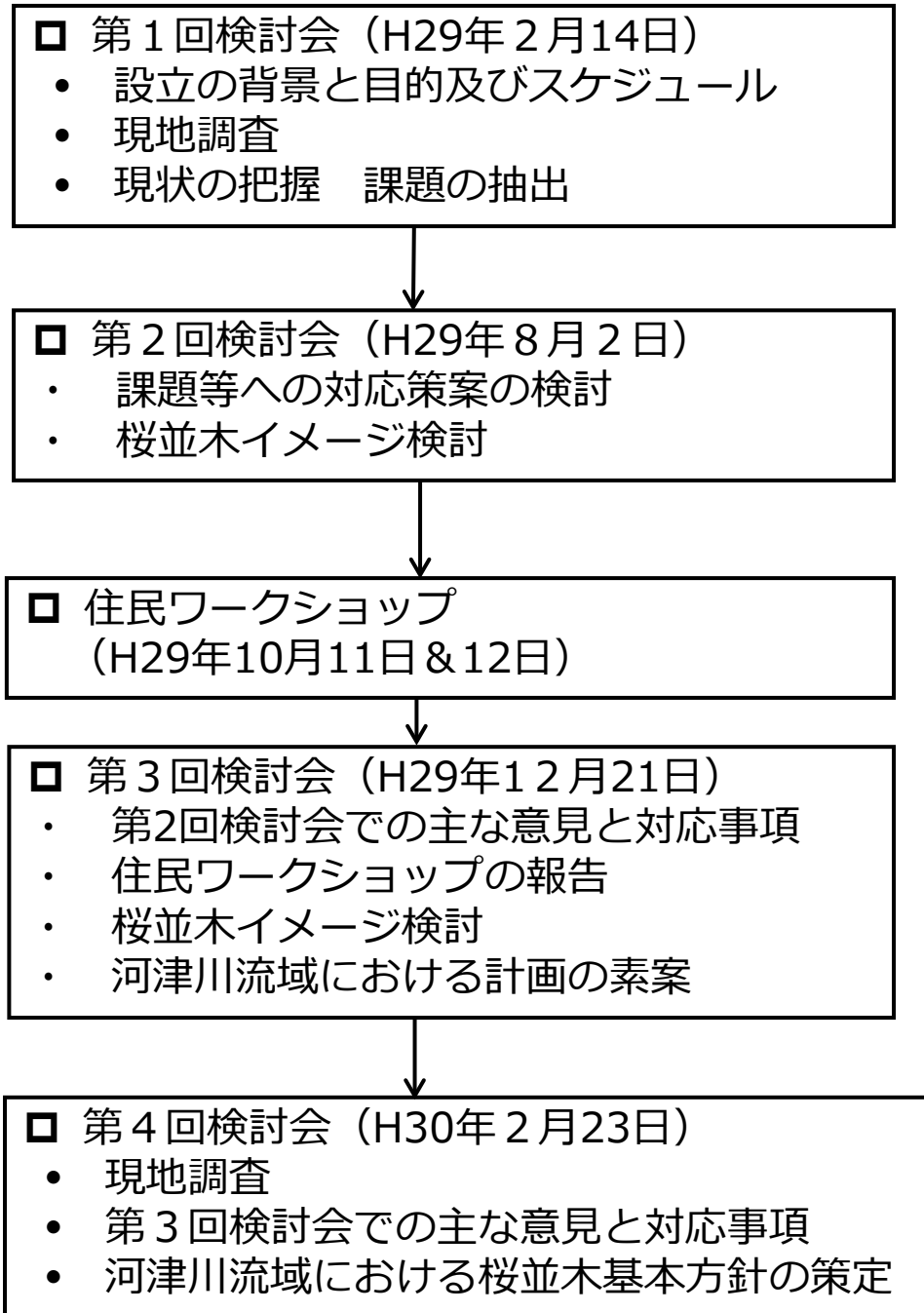
	役職等	氏名	備考
学識経験者 地域計画	特定非営利活動法人 くらしまち継承機構 理事長	イトウ コウゾウ 伊藤 光造	まちづくり
景観	(株)ヘッズ 東京支店 取締役	カトウ オサム 加藤 修	造園学と景観
林学	(株)加藤樹木医事務所 代表取締役	カトウ マサミチ 加藤 正通	樹木医
地域代表者 地域活動	河津町農業経営振興会 会長	ワタナベ マサアキ 渡邊 昌昭	認定農業者
〃	一般社団法人河津町観光協会 代表理事	ミネ シズオ 峯 静雄	
〃	河津町商工会 会長	イイダ マサオミ 飯田 正臣	
〃	かわづ花の会 会長	ホソカワ ヘイケチ 細川 平吉	
〃	河津桜守人 代表	ツチヤ タツ オ 土屋 達雄	
〃	伊豆急行(株) 観光推進課 課長補佐	スズキ リエ 鈴木 利恵	
地方行政	伊豆観光局長	カミヤマ マサユキ 神山 正之	
	賀茂振興局長	キタムラ マコト 北村 誠	
	下田土木事務所長	ハラ コウジ 原 広司	
	河津町長	キシ シゲヒロ 岸 重宏	

事務局

河津町

下田土木事務所

## 河津川流域における河津桜並木景観検討会

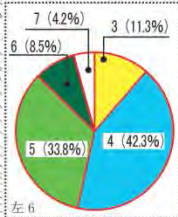


桜並木生育状況まとめ(H30.1~2)

- 1 「樹勢劣化」「病斑」があるサクラ
- 2 「樹勢劣化」「病斑」のどちらかがあるサクラ
- 3 “枝の障害”が3つ以上あるサクラ
- 4 “枝の障害”が2つあるサクラ
- 5 “枝の障害”が1つあるサクラ
- 6 「樹勢劣化」「病斑」「枝の障害」がない健全なサクラ
- 7 枯死あるいは伐採除去

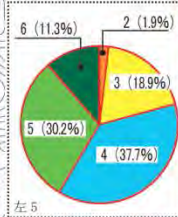
平成 5 年頃植樹

(樹齢≒24 年)



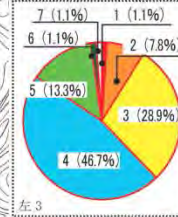
昭和 60 年代後半から平成前半植樹

(樹齢≒24 年~33 年)



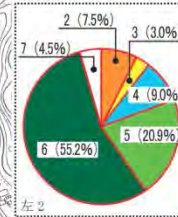
昭和 60 年代植樹

(樹齢≒33 年)



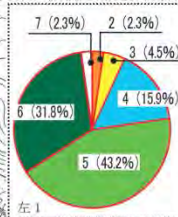
昭和 50 年代後半植樹

(樹齢≒40 年)



昭和 50 年代前半植樹

(樹齢≒45 年)



特に生育状況が良くない

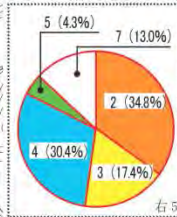
イ

イ

イ：植栽時期は明確でないが昭和50年代と想定されている。

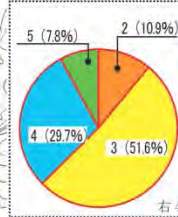
平成 5 年頃植樹

(樹齢≒24 年)



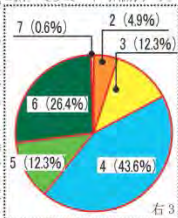
昭和 60 年代後半から平成前半植樹

(樹齢≒24 年~33 年)



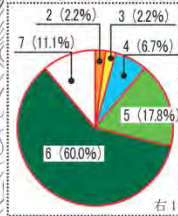
昭和 60 年代植樹

(樹齢≒33 年)



昭和 50 年代前半植樹

(樹齢≒45 年)

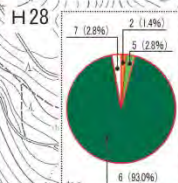


桜並木生育状況まとめ(比較図)

- 1 「樹勢劣化」「病斑」があるサクラ
- 2 「樹勢劣化」「病斑」のどちらかがあるサクラ
- 3 「枝の障害」が3つ以上あるサクラ
- 4 「枝の障害」が2つあるサクラ
- 5 「枝の障害」が1つあるサクラ
- 6 「樹勢劣化」「病斑」「枝の障害」がない健全なサクラ
- 7 枯死あるいは伐採除去

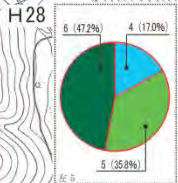
平成 5 年頃植樹

(樹齢≒24 年)



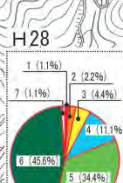
昭和 60 年代後半から平成前半植樹

(樹齢≒24 年～33 年)



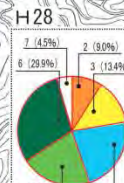
昭和 60 年代植樹

(樹齢≒33 年)



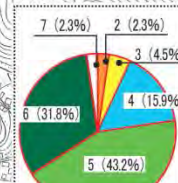
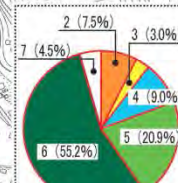
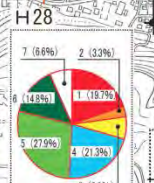
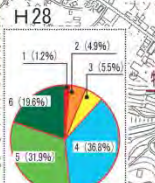
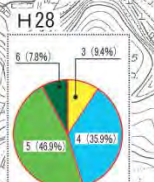
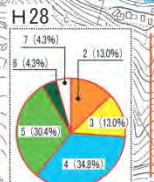
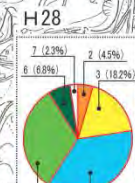
昭和 50 年代後半植樹

(樹齢≒40 年)



昭和 50 年代前半植樹

(樹齢≒45 年)



平成 5 年頃植樹

(樹齢≒24 年)

昭和 60 年代後半から平成前半植樹

(樹齢≒24 年～33 年)

昭和 60 年代植樹

(樹齢≒33 年)

昭和 50 年代前半植樹

(樹齢≒45 年)

イ：植栽時期は明確でないが昭和 50 年代と想定されている。

特に生育状況が良くない